

紀美野町第3回定例会会議録

平成21年9月15日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成21年9月15日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
 - 第 2 議案第78号 平成20年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 3 議案第79号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 4 議案第80号 平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 議案第81号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 議案第82号 平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 7 議案第83号 平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 8 議案第84号 平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 9 議案第85号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第10 議案第86号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第11 議案第87号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第12 議案第88号 平成20年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第1から第12まで

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
13番	杉野米三君
14番	鷺谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	岩橋成充君
消防長	七良浴光君
総務課長	岡省三君

企画管財課長 牛 居 秀 行 君
住 民 課 長 中 尾 隆 司 君
税 務 課 長 山 本 倉 造 君
産 業 課 長 増 谷 守 哉 君
建 設 課 長 山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者 岡 本 卓 也 君
総務学事課長兼
教 育 次 長 溝 上 孝 和 君
生涯学習課長 新 田 千 世 君
保健福祉課長 井 上 章 君
水 道 課 長 三 宅 敏 和 君
美 里 支 所 長 峠 泰 男 君
地籍調査課長 温 井 秀 行 君

○欠席したもの

代表監査委員 中 谷 一 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（美野勝男君）　　これから本日の会議を開きます。

なお、中谷一代表監査委員より欠席届が提出されていますので、ご報告を申し上げます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君）　　それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1　一般質問

○議長（美野勝男君）　　日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は8人です。

順番に発言を許します。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君）　　広域ごみ処理施設建設についての町の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

広域ごみ処理施設については、紀の川市、海南市と2市1町の協議会を設置し、建設の準備をしているところでございますが、まず初めに、その進展状況をお聞きしたいと存じます。

2つ目に、候補地について、雨山付近と旧桃山町内の2カ所が上げられていますが、紀の川市が独自に桃山候補地の測量や調査を先行させていることについて、複数の海南市議から、海南市から遠過ぎるという懸念の声、疑問の声を聞いています。場合によっては、2市1町の枠組みを壊しかねない問題だと思いますが、どのようにお考えになっておりますか。

あと2点は、以前、担当課に可能かどうかを含めて検討してほしいとお願いしていたこととありますが、3つ目として、公設民営について、建設に関しては合併特例債を活用することが、各自治体として負担を最小限にすることになりますが、運営については、コストダウンに十分な知識を持っている業者に委託する方が得策ではないかと思いますが、町のお考えをお聞きしたい。

4つ目に、一般廃棄物と産業廃棄物の一元処理について、これは幼保一元化と同じ問

題になりますが、所管の官庁が違うことで別扱いになっているのは、余り効率的とは言えないと思います。原子力廃棄物とか化学物質、廃油など、特殊なものは別として、大半の産業廃棄物については、一般廃棄物と大きな違いはなく、できるだけ一元的に処理するよう考えるべきだと思いますが、これについても町の考えをお聞きしたいと思えます。

以上です。

(8番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長 (中尾隆司君) 伊都議員の質問にお答えをします。

広域ごみ処理施設建設についての町の基本的な考え方ということで、議員の質問の1番目の、進展状況についてでございます。広域ごみ処理施設整備協議会の経過状況でございますが、平成18年の秋に、五色台組合の構成団体である紀美野町、海南市、紀の川市の2市1町の副市長、副町長の間で勉強会が開催され、その後、平成19年10月に、2市1町の長による任意の広域ごみ処理施設整備協議会が設立されました。その後、事務担当者会、参与会を重ね、今年4月に協議会の事務所を紀の川市の貴志川支所2階に設置、各市町から職員1名ずつ派遣され、業務を遂行しております。

そして、第2回目の協議会が本年4月に開催されまして、ごみ処理施設整備全体工程について、また平成21年度計画として「ごみ処理基本計画の策定」、「循環型社会形成推進地域計画の作成」、「施設整備基本構想の策定」について資料作成が承認され、その後「ごみ処理施設建設候補地選定資料の作成」についても合意をいただいております。

現在は、各資料作成のための委託発注も済ませており、一部事務組合設立のための規約(案)の作成及び関係市町のごみ処理の現状報告と、今後の処理内容を協議しております。

質問の2番目の候補地についてでございます。

候補地につきましては、紀美野町と紀の川市の2カ所が候補地として上げられております。議員ご指摘の、候補地における進捗状況の差につきましては、広域ごみ処理施設整備協議会が設立する前に、紀の川市が単独で、ごみ処理施設建設計画があり、そのため調査を行っていたと聞いており、その後、2市1町の広域ごみ処理施設建設の話が浮

上したと聞いております。そのようなことで進捗状況に差が生じたものであり、町としては候補地を出しておりますので、今後建設予定地として決定されれば、事業の完成に向け、頑張っまいるたいと考えております。

質問の3番目の公設民営についてでございます。

公設民営ということで、協議会の参与会では、施設建設は有利な各市町の合併特例債を活用し、管理運営につきましては職員で、メンテナンス及び現場作業等は民間への委託で行うことを申し合わせております。

質問の4番目の、一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化についてでございます。

このことにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理につきましては、同法第6条の2で、市町村は一般廃棄物の処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を収集し、これを運搬し、処理しなければならないとなっております。

また、産業廃棄物の処理につきましては、同法第11条で、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないと定められています。そして同条第2項では、市町村においては、一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物、その他、市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができると定められております。

一元化ということにはなりません、今後協議会において、広域で処理できる「あわせ産廃」の内容について、協議をしてみたいと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 8番、伊都堅仁君。

○8番（伊都堅仁君） 考え方ということでお聞きしているというのは、建設については、できるだけ早期につくりたいというのが、紀美野町の立場としては、そういうふうになってくるかと思えます。その中で、そういう立場というのをもっと出していった、主張して、筋道を立てていくべきではないかなと。考え方としては、そういう考え方をするべきではないかなというふうに思うんですけども。

それともう1つは2番目として、ごみの資源化の問題。要するに環境問題で言われているのは再利用化を言われてますけど、どこまでを再利用して、どこの部分から燃やすのかというのを、町として明確にすべきではないかなと。

もう1つは、環境性と経費の問題。環境性が高いのはいいですけども、経費がかかっ

て仕方がないということでは問題も大きいので、経費をいかに小さく抑えるかというのを、町としてどのように考えているのかなというふうに、そのことについての考え方をお聞きしたい。

もう1つは、候補地については2市1町の枠組みですけども、海南省の場合は、市議の話ですけども、桃山町内では遠すぎると。何とか、紀美野町頑張ってくれよというふうな話を聞いているわけです。

その考え方というのは、海南省の立場からいうとよくわかるんですけども、もし海南省が脱退するというようなことになった場合、紀美野町と紀の川市の1市1町で、なおかつ遠い桃山地区でやらないといかんということになった場合、紀美野町にとってもメリットがあるのかどうかというのがありますので、できるだけちゃんとした主張をしていくべきではないかなと。考え方について、ちゃんと確立した上で、2市1町の協議会へ持っていくべきであるというふうに私は思うんですけども、それについて、町の考え方をお聞きしたい。

もう1つは、公設民営化については、一応公設民営化というふうな基本的な考え方というのはとっているというふうなことですけども、業者ですね、どういうふうなことを考えているのか。例えばメーカーという場合もありますし、メンテナンス業者という場合もありますし。もう1つは産廃業者というのは、要するに経費を抑えるという点では、非常にいろんなノウハウを持っているというのがありますので、どういうメーカーを想定しているのか。町の考え方として、どういう業者がいいのかというのを、どういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

一元処理の問題ですけども、法律にあるのはわかっているのですけれども、この間、鳩山総理大臣が90年代に対比し、2020年までに25%の削減をするんやという話が出てます。これは別にポンと打ち上げた話とは違うんですね。野党やったらそれで大丈夫ですけども、与党の次期首相になる人がこういう話を打ち上げるというのは、これはもう日本の国際公約ですね。今度また例えば何年かたって政権が交代したところで、出してきた数字というのは、もう引っ込めるわけにはいかないということですよ。

その考え方の中で、民主党の議員の中で環境の専門家がおりまして、十分積み上げられた数字やというふうに私は思っているんですけども。

ただ、その中で要するに自治体がすべきことというのは、自治体に対してもいろんな面でノルマが来るのではないかなという気がしてます。というのは、例えば岐阜大学の

教授が、刈った芝をバイオにする研究をして成功しているのですが、芝は産廃ですね。ゴルフ場の芝をバイオエタノールにするというのは産廃ですよ。ただし、業者に任せておいたら、恐らく全部燃やしてしまうと思います。焼却場がありますから。そういうものを全部一元化することで再生処理ができるというような考え方、これから考えていくべきではないかなというふうに思うんですけども。

そこらのことについても、法律というのは、恐らく自治体からの要望があれば撤廃される。もちろん、必要な法律は制定されるでしょうし、不必要なものは撤廃するという考え方でやらないと、25%の削減というのは難しいので、そこらのことについても見解をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいまの伊都議員の方からの再質問でございますが、ごみ処理につきましては、非常に厳しいご意見、また、いろいろなご意見を賜りました。

そんな中でございますが、現在は、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、2市1町の中で、ごみ処理場を進めておるところでございます。その中で海南市はこう言っているからどうやとか、そうした抽象的な意見は避けていただきたい。と言いますのは、やはり2市1町として今後建設をしていこうと、そして、広域的なごみ処理をしていこうよと言っている矢先なので、そうした抽象的なことを言われますと、また、進み方が変わってくるというふうなことに私は感じます。

したがって、これにつきましては今後のなりゆきを見ながら、そうした対応をしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

また、先ほどの公設民営化、これの問題でございますが、これにつきましてもいろいろ今、協議会ですか、これを立ち上げたばかりで、これからさまざまなことを検討し、そして立ち上げていくというふうな段階でございますので、ひとつご理解をいただきたい。また、メーカーの想定、これにつきましても同じでございます。

また、公約の25%ですね、鳩山政権になった時に25%の公約がございました。しかし、これにはただし書きがございます。というのは、他の国もそれに従った場合は25%云々と、こういうふうなうたい方をしていたと思います。

そんな中でございますが、やはりこうしたごみ処理の一元化につきましては、法律的なことでございますので、そうしたご意見もあるということで、県の方にも進言してま

いりたいと、そのように考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それと、ごみ処理につきましての当町における考え方、また主張ですね、これをもつと出していくべきではないかということでございますが、これにつきましては、もう既に出しています。したがひまして、候補地として今2カ所があると。

そんな中で、先ほども答弁の中でありましたが、桃山町は既に積算等々がされておつたと。これはなぜかと言ひますと、合併前に桃山町の方で独自にされておつたケースがございましたので、その資料もある。ただ、当町におきましては、そうした当町における単独の資料というのですか、これはございません。しかしながら、やはり当町としての積算はやっております。

そんな中で一応協議会の方へ申し出て、そしてまた、厳正な積算というんですか、これを出した上で候補地を選んでいかなければならないというふうに私は考えております。したがひて、あくまでも町々で出した、町独自で出した積算については、100パーセント私は信用してないというふうに考えておひまして、やはり協議会であるのですから、協議会の方でそうした積算をさせて、そして、その資料に基づいて2市1町で判断をしていくと。そうした方向でいきたいと思ひておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 議員の資源化の關係の質問でございます。

今回のごみ処理施設にあわせて、リサイクルセンターの設置も当然考えられるところでありまして、リサイクルの面におきまして、どの部分までリサイクル、また、内容について協議するかということにつきましては、今後、協議会等で詰めていきたい部分でございます。

また、環境等における経費の關係でございますが、現在、容器リサイクル法等で、その部分についてはリサイクルをなさひよということになっておるんですけども、容器リサイクルの中で回収した物に汚れ等が目立つ部分につきましては、その部分はリサイクルというより、焼却で熱源にするというような方法をとっている自治体もあると聞いておりますので、今後、その部分についても、どのような部分まで再生利用できるかという部分について、あわせて協議会等で検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時23分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時30分）

○議長（美野勝男君） 8番、伊都堅仁君。

○8番（伊都堅仁君） 予定的なことも聞いたんですけど、進捗状況も聞いたんですけども、具体的に協議会の中で、どのぐらいの期間の中で話をまとめて、いつ候補地を決めて、大体いつごろから建設を始めて、どのぐらいで終わるのかというようなことについては、予定はできているのか、計画はできているのかということについて、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 伊都議員の再々質問でございます。

計画の最終年度ということで、一応平成26年度末完成予定ということで見ております。その最終年度にあわせて、それを前倒しを基本にして前へ持ってくるという段階で、それぞれの用地選定から始まって、地元交渉、また、関係の資料作成等々がございますので、それに間に合わせるような形で今後進展していくと思われま。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、伊都堅仁君の一般質問を終わります。

続いて1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 質問の第1点は、乳幼児医療費助成の中学卒業までの拡充について、質問します。

この件は、昨年9月定例会で取り上げましたが、子どもが安心してお医者さんにかかるようにとの思いは、子育て中の皆さんにとって共通の願いであり、近隣の自治体でも、子どもの医療費助成について、施策が進みつつあるので、子育て支援の大切な柱と考えて、再び質問します。

子どもの病気は急変しやすく、早期発見、早期治療が何よりも求められます。したがって、親にとってはとても気がかりなことで、せめてお金の心配なく病院に行くことができれば、どれほど安心できるかと思います。

今、どの自治体でも、住民の皆さんから、子どもの医療費自己負担の無料対象を広げてほしいとの声が寄せられています。この町では、一昨年4月から、乳幼児医療費の助成対象を、それまでの就学前から小学校卒業まで拡充しました。

子どもの医療費を助成する自治体独自の制度は、1961年に岩手県の沢内村で、乳幼児医療費の無料化が初めて実施されたのがきっかけで、1968年には新日本婦人の会が全国に運動を呼びかけ、それぞれの自治体で住民や医療関係者、そして我が党の地方議員などが実現のために努力してきました。全国各地で署名が集められ、国や自治体と交渉するなど、子どもの医療費助成制度の実施、拡充を求める運動は大きく進み、今ではすべての都道府県で自治体独自の助成制度がつくられています。

日本共産党は、国の制度として、まず、就学前児童の医療費助成を求めています。それが実現すれば、県や市町村は、その上に独自の助成を積み上げることができるからです。

子どもの医療費助成についての積み重ねは、当初の課題だった乳幼児から、今では義務教育修了までの子どもへと、それぞれの自治体における住民の願いを大きく発展させています。子どもの医療費助成制度は、子育て中の人のもとより、子育て支援や少子化対策として、だれもが支援・支持できる施策ではないかと考えます。お母さんたちの間でも、中学校卒業まで助成してほしいという声を聞きます。

この町における乳幼児医療費の助成制度は、対象年齢は小学校卒業まで、一昨年4月に拡充しましたが、引き続き、義務教育修了まで対象年齢を広げる考えがないか、お伺いいたします。

質問の第2点は、ヒブワクチン接種への助成についてです。

赤ちゃんから5歳くらいまでの子どもにとって、最も怖い病気に細菌性髄膜炎があります。それは特別な場合を除き、鼻や喉の奥にだれでも持っている細菌が血液に入り、脳を包んでいる髄膜の中でふえ、炎症を起こす病気です。

脳は140億個にも及ぶ神経細胞の集まりで、非常に柔らかく、衝撃に弱いため、固い頭蓋骨で守られています。さらにそれを保護するクッションの役目をしているのが髄膜です。脳に近い方から軟膜、くも膜、硬膜の3枚の膜から成っています。配らせてい

ただいたカラー刷りの3枚目の図にあるように、脳を直接包んでいる軟膜とくも膜の間には、くも膜化腔という狭い隙間があり、そこは脳脊髄液という液体で満たされています。この髄膜に細菌が取りつくのが細菌性髄膜炎で、くも膜化腔の脳脊髄液でまたたくまにふえ、その細菌や、それを退治しようと集まってきた白血球でドロドロになり、これが化膿性髄膜炎と呼ばれます。

細菌は、まず鼻・喉・気管の粘膜に感染し、発熱やせきなどのかぜ症状を起こして体力を弱らせ、防御の仕組みを破って血液に入り、血液と脳の間にある関門を突破して、破壊して髄膜に達するとされます。

病原菌として最も頻度が高いのは、略称H I Bと書いてヒブ、つまりB型インフルエンザ菌です。この細菌はインフルエンザとは何の関係もありますが、肺炎や敗血症、喉の奥がはれ上がって窒息する喉頭蓋炎という重篤な病気も引き起こします。

我が国では細菌性髄膜炎の70%がヒブによるもので、死亡率は5%、25%に発達障害、聴覚障害、てんかんなどの後遺症が残ります。年間700人以上が発病し、100人以上に後遺症が残り、20人程度が亡くなっていると推測されています。最近は薬の効かない耐性菌の急激な増加で、治療が非常に難しくなっているのが実情です。

ヒブによる感染症を予防する最も効果的な方法はワクチンの接種で、1987年にアメリカで使用が開始され、現在は世界の120カ国で実施されています。これらの国々では、ヒブによる感染症は劇的に少なくなっています。日本でも世界に15年以上遅れて、昨年12月15日から、やっと接種できるようになりました。

各地の自治体に対して、予防接種の助成を求める取り組みが広がっており、この町でも、お母さん方から希望する声を聞きます。ヒブワクチンの接種を助成する考えがないかをお伺いします。

最後に、新型インフルエンザの流行への対応についてお伺いします。

子どもたちにとっては、新学期が始まって半月ほどですが、新型インフルエンザの集団感染がふえ、多くの学校で学級閉鎖や休校を余儀なくされています。

厚生労働省のまとめでは、今月初めの1週間での集団感染は2,318件と、前の週の1.65倍に及びました。感染は全国にふえ続けており、死亡する例も出ています。やがて訪れるピークに備え、感染の拡大と重症化を防ぐ対策が求められます。

新型インフルエンザの感染は、例年ならインフルエンザの流行が下火になる真夏でも広がり、8月の半ばには流行期に入ったと見られています。

厚生労働省の試算によれば、毎年の季節性インフルエンザの2倍に当たる、国民の2割が感染した場合、最も多い時期で1日当たり76万人余りが発病し、4万6,000人程度が入院する見通しです。現在の流行がピークを迎えるのが、今月の下旬から来月の中旬にかけてではないかと考えられています。

今回の流行は一気に広がるのが特徴です。多くの人に免疫がないためと言われますが、高温多湿でも勢いが増す現象を説き明かすには、引き続き、研究や分析が必要かと思えます。

さらに、これから半年ほどは、例年でもインフルエンザの感染が広がりやすい時期です。新型インフルエンザは一般に感染力は強いが、日ごろ健康な人の症状は軽いというイメージが定着しています。しかし、9月4日に東京大学医科学研究所主催で開かれた公開シンポジウムで、WHOの専門官は、重症例はウイルス性肺炎が最も多く、健康な小児や成人が半数近くを占めていると指摘、小児科の専門医も、新型インフルエンザと季節性インフルエンザと変わらないというとらえ方は間違っており、新型の流行では、短期間にウイルス性肺炎やインフルエンザ脳症などの重症患者が発生すると警鐘を鳴らしています。いたずらに恐がる必要はないにしても、油断は禁物です。

紀美野町でも感染者の報告はありますが、過疎化が進んでいるため、大規模な流行にはならないとの見方もあります。しかし、保育所や小中学校、高校や専門学校等、人の集まる場所や機会も少なくないので、児童生徒や幼児、若者の間で広がる可能性は否めません。

本格的な流行に備え、リスクの高い感染患者や子どもの重症化防止、集団感染の予防と状況の把握、住民の不安や疑問への対応など、課題は多いのですが、現在の町における集団感染の状況や取り組みについて、お聞かせください。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の質問の第1番目でございます。

乳幼児医療費助成の拡充についてでございます。

乳幼児等医療費助成につきましては、平成19年度から、乳幼児に加え、小学校6年生までの児童が対象になるように改正されました。

当時、県内で初めて、全国で37番目という制度改正を行ったところであります。2年を経過した現在、県内市町村の状況では、中学生までを対象とした制度が2自治体、高野町、九度山町でございます。また、小学校6年生までを対象とした制度は、本町を含め3自治体、由良町と和歌山市で、和歌山市は入院だけに限られております。少しずつではありますが、制度改正を行う市町村がふえてきており、今後、改正の予定をしている町村もあると聞いております。

このような状況から、新たな制度の見直しについては、他の市町村の状況等を勘案し、しばらく様子を見てまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 田代議員の質問の2点目の、ヒブワクチン接種の助成について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、インフルエンザ菌B型ヒブは乳幼児に化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症や中耳炎、気管支炎など、気道感染症も起こします。

我が国ではインフルエンザ菌B型による髄膜炎は、5歳未満で年間約600名が発症し、約30%が予後不良と推定されています。

平成10年にWHO世界保健機構は、ヒブワクチンの乳児への定期接種を推奨しており、現在では既に世界の100カ国以上で定期接種とされています。

日本では平成19年1月に、厚生労働省によって、ヒブワクチン製造販売の承認がなされ、平成20年12月19日から国内での販売が開始されました。

ヒブワクチン接種は、現在、予防接種法に基づかない任意接種で行われ、医療機関により料金は異なります。ヒブワクチン接種の公的補助については、現在、全国で助成する自治体もありますが、県下で公的助成補助を行っている市町村がないのが現状です。

今後は国や県下の取り組みの状況やワクチンの供給状況など、情報収集に努め、近隣市町の実施状況により検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 私の方から、新型インフルエンザの対応について、答弁させていただきます。

新型インフルエンザ対応につきましては、危機管理対応ということで、町長を本部長とする課長以上の者で、新型インフルエンザ対策本部を設置いたしております。この中に調整室を設けまして、総務課長が長となって、副が保健福祉課長、それから消防長、教育次長、住民課長、防災主幹、保健福祉課の課長補佐が、そのメンバーとなっております。

6月の一般質問で保健福祉課長より、新型インフルエンザ対応について答弁をいたしておりますが、その時点では、水際対策を取られていた時でございますが、厚生労働省運用指針も改正され、全数把握による封じ込めから集団感染の早期把握による重点対応へと変わっております。県内においても新型インフルエンザ患者が出て、日本各地において感染がとどまることなく広まり、本町においても感染者が出ました。

その後、8月28日ですが、新型インフルエンザ対策本部会議を行い、現状の認識をするとともに、今後の対応についての検討、協議を行いました。

基本的には、7月29日出された県の対応指針に沿いながら、感染の予防に努めてまいりたいと考えております。

感染拡大の防止につきましては、疑似患者を含む患者については、原則、医師の指示に従い、入院措置ではなく、自宅療養を行うとともに、新たな感染者をふやさないよう、外出の自粛を要請する。患者発生が確認された、集団における濃厚接触者に対しては、外出時のマスク着用など、感染拡大防止を徹底するとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合は保健所へ連絡要請をする。

サーベランスについては、すべての患者を把握するのではなく、大規模な流行を生じる可能性の高い学校等の集団に対して重点的に実施する。

学校・保育施設で患者発生があった場合は、当該校・保育所等で必要に応じて臨時休校措置を行う。

情報の提供、ウイルスの感染力や病原性感染防止等に関する正確な情報を収集し、情報の提供をする。

手洗い、込み合った場所でのマスクの着用、せきエチケットの徹底、うがいの励行等、

基本的な感染予防対策の徹底について呼びかけを行う。こうした取り組みについては、対策本部会議において、認識を共有した次第でございます。

また、保健福祉課長より、当日、全戸配布の広報紙を作成し、送付いたしました。

町においては、消毒液やマスクの備蓄などの確認を行いました。ハイリスクのある者を把握して、できる限り指導を行っていく。これらの者に対しては、マスクの配付を考えていく。

また、住民に直接触れ、住民サービスに努める者が職員であり、多くの感染者が出た場合は、役場の機能がしなくなるので、各課長にあつては、職員の健康管理に努め、徹底を図り、予防に心がけるようにして、37度5分以上の発熱があった場合は医師にかかるよう指導する。感染が判明した場合は、即時休暇をとっていただく。その家族に感染者が出た場合は、適切な措置を講じるよう、申し合わせを行いました。

学校にあつては、教育委員会から十分指導を行い、社会施設等にあつては、保健福祉課において、保健師との連携をとりながら、対応を考えていきたいと思ひます。

今後においても、県の指導も仰ぎながら、町内発生状況に応じて対応を考えてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 暫時、休憩いたします。

休 憩

（午前 9時53分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時54分）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 集団感染については、今のところございません。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） ご丁寧な答弁、どうもありがとうございます。

乳幼児医療費の中学校卒業までの助成の問題ですけど、町での出生数なんですけど、私は50名程度で推移しているのかなと思ひていたんですけど、それは平成18年度の出生数が48名あったので。ところが、平成19年度には41名に減って、昨年度、平成2

0年度には37名ということで、年々わずかずつ減ってきてます。1,000人に対する出生率は3.1人ということで、これは高野町の3.0人に続く県下のワースト2ということになってます。

人口が減ってるし、高齢化もあるので仕方がないのだろうということですが、同じような人口規模と構成を持っている中山間地よりも、例えば日高川町では1万1,051名の人口なんですけど、若干、こちらよりも高齢化率は低いかなというところでも、5.4名の出生率なんです。町で6月時点での高齢化率が36.2%と聞いてますが、高いと言えば高いのですが。それから、ここよりもっと規模が小さい、高齢化率の高いところでも、例えば古座川町だったら4.3%という出生率だし、北山村にも、実はちょっとだけですけど、負けているのです。一方、死亡率の方は県下で5番目に高いという数字です。

この町の人口構成をよく見てみると、55歳前後のところから急にふえ始めて、85歳ぐらいをピークにして、そこからまた減り始めるのです。若い人は、今月初めの集計なんですけど、30代前半から少しずつ減り始めて、10代に入ると急激に少なくなって、そのままずっと0歳まで減り続けていくという、これは学校の入学式に招待された時とか、わかりますけども、非常に年々少なくなっていくというのがわかってきてます。子どもの数が年々減っているという状況だと思います。

住んでいる若い人が少ないからというだけでは、出生率が下がる説明がつかないというふうに、若い人が少ないのは、この町だけではないわけですから、そういうこともあって、ほかの町のデータをもっとよく調べて、突き合わせて、どこか条件が違うのかなということも、分析する必要があるのではないかなと思います。新しく結婚するカップルの定住地はどこやとか、若い既婚女性の人口比率とかなども、よく見てみる必要があるのではないかというふうに思います。住むところの問題もあるでしょうし。

ただ、全国的には若い世代の貧困化というのが非常に進んでいるのは、それは事実でして、完全失業率が5.7%と、この町には関係ないといっても、100人集まったら6人が失業しているという状況は、この町でも全然関係ない話ではないというふうに思います。

そういう状況で、若い人の多くは、いつ使い捨てにされるかわからないという働き方をしているというのは、今まで続けてきた、もうけ一辺倒の経済社会が、そのままその影響が出ているというのは、この町だけが例外ではないだろうというふうに思います。

だから出生率が下がっている根底には、そうした不安があるとは思いますが、ただ、どの町も同じ現状で、頑張って育児支援を一生懸命実践して引き上げている町もあるわけですから、やはり周囲の状況を見てということではなしに、若い人の定着率を図って出生をふやすためには、乳幼児医療費の助成だけではなくて、就学前保育や学童保育の充実とか、育児や子育て支援の、そういった施策が求められると思うので、ほかの町もこういうことは一生懸命過疎化の町ではやっているの、ほかの状況がどうだこうだということではなしに、町の状況を考えたら、やはりせめて中学校義務教育の間の医療費助成というのは考えるべきではないかというふうに思いますので、その点、また再質問いたします。

それからヒブワクチンの件ですけど、前の同僚議員の質問では、副作用の問題になって、安全等が確認されていないという答弁もあったんですが、ヒブワクチンというのは、一番多い副作用というのは、注射を打った場所が少し腫れるという局所症状だけで、数パーセントの頻度でまれに発熱というのが出てきたり、そういうのは1回目より2回目、3回目の接種でよく見られるそうです。

安全性というのは、アメリカやイギリスでも検証で同じ結果が出ていますし、製造中に牛の成分が使用されているが、それでのBSEという伝達性海綿状脳症が出てきたというのは、今のところ一例もありません。非常に有効で副作用が少ないというのが特徴で、外国では、例えばデンマークなんかは、これで髄膜炎を0にしたということもあって、先ほど、課長の答弁にもありましたように、WHOは定期接種を勧告しているので、本当は国の責任でやらないといかんことだと思います。

ところが、今のところそうはなってませんので、3種混合ワクチンなどと同時に4回接種するわけですけど、1回目の接種が、7カ月以降になると、接種回数が減るのですが、さっきも言われたように、任意接種になるので、100パーセント自費です。1回で7,000円から8,000円、4回で3万円ほどかかるということで、これが原因で接種を躊躇する親も多いというふうに言われています。先ほども言いましたように、不安定雇用などで、親もお金がないということが進んでいる昨今では、そういうことは非常に深刻ではないかと思います。

それからヒブ髄膜炎について、ほとんど知らない親が多いという、これも事実で、こういうところも問題になっています。本来は、国の定期接種に組み込むべきものなんですけど、やはりそれが実現するまでは、これも子どもの数も少ないと言ったら、またあれ

ですけど、近隣の実施状況ということではなしに、できたら実現してほしいというふうに思いますので、その点、再質問します。

それからインフルエンザですが、とりあえずは重症化を防ぐ取り組みが大事ではないかというふうに言われています。それは糖尿病とか、いろいろあるんですが、妊婦もちろんです。

ただ、乳幼児や高齢の人なども、感染した場合に、かかりつけのお医者さんと相談しておくということを促すアプローチが大事ではないかと。前の時にも言いましたが、人工透析の患者というのは、非常に深刻な不安を持ってまして、近くの病院で見てもらえないという問題があって、今かかっているところでどうなのかということもありますので、やはりそういうところを、かかったときにどうするかということ、主治医や病院と、きちっと相談をしておいてくださいよというアプローチが大事ではないかというふうに思います。健康な人でも、症状があれば、早目の受診を周知しないと、おくれると重症になりやすいというふうに言われています。

季節性インフルエンザと比べて症状はむしろ軽いのですが、健康な子どもや成人がかかっても、ほとんど問題なく回復してます。多くは多分そういうふうになります。でも、季節性インフルエンザとどこが違うかというと、季節性インフルエンザというのは、ほとんど上気道にしか感染しないのです。配らせていただいた資料の一番最後についているのですが、上気道というのは、鼻腔から口腔蓋のある部分で、喉頭まで、その狭い範囲を指します。だから季節性インフルエンザは、狭い範囲にしか感染能力を持っていないと。ところが、新型インフルエンザは肺にまで感染が及ぶというのが、専門家の指摘です。それは、ウイルスそのものに肺炎を起こす力があるので、このところは非常に油断は禁物で、それが季節性インフルエンザとの違いだと思います。

5歳以下の乳幼児も重症になりやすいということで指摘されています。だから、そういう重症化のサインを見逃さずに、できるだけ早く治療をするということが非常に大切で、重症化の徴候というのを正確に伝える必要があるというふうに、特に乳幼児を持つお母さん方には周知が必要ではないかと思います。

ヒブワクチンというのは、ピーク時に恐らく間に合わないと言われてますので、知識のワクチンという考え方で、やはりそれで守っていくということが、非常に大事ではないかと思います。ですから正確な知識、先ほど広報を配られたという話があるし、職員の方の健康管理にも留意しているということなんですが、そういうふうに正確な知識や

情報の周知に、なお一層の工夫や努力を傾けることが必要だと思いますが、その点についての考え方を第一点、お伺いします。

それからアメリカのCDCというアメリカ疾患対策センターでは、5歳から14歳の子どもは高齢者の1.4倍、感染の可能性が高いというふうに研究結果を発表しています。だから学級閉鎖や学年閉鎖、休校などの処置は、流行初期には感染の拡大を抑えるのに非常に有効だというふうに言われてます。

必要時には、教育委員会と学校が、先ほど言われました県の方針に従って、基準に沿って、学校医や他の行政部門、対策本部と連携して実施することになると思うんですが、ただ、共働きの両親など、休みが何日もとれないという状況が多いので、小学校低学年であるとか、保育所に通所している乳幼児であるとかはどうなんだろうという、非常に保護者の負担が重くなるのではないかとこの心配はあります。ですから保育所も含め、休園や休校では、保護者の負担に気を配る慎重な対応が必要と思われるのですが、その点についてはどう考えておられるのか、その2点をインフルエンザでお聞きします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 田代議員の1番目の質問の再質問でございます。

乳幼児医療費助成の拡充の関係でございます。乳幼児等医療費助成の給付状況を見ますと、平成19年度と平成20年度との比較をしてみますと、少子化傾向で受給者数が788人から741人と、47人減少しております。医療費助成につきましても、1,911万6,000円から1,702万7,000円と、208万9,000円の減額になっております。議員ご指摘の中学生までとして試算すると、需給対象者で240人の増加、医療費助成では約460万円の増加と考えられます。大事な子育て支援ということではありますが、紀美野町の行政サービス全般のバランス等々を考え、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡省三君） 議員おっしゃられるとおり、重症化を防ぐということが、非常に大事なことはないかと思えます。ハイリスクの人の対応というのが、やはり大事なことになるのではないかと考えております。これらのことにつきましても、住民に周知するよう、工夫を重ねていきたいと思うわけですが、今の段階では、広

報による対応を考えておるわけでございます。

保育所の対応ですが、非常に難しいと考えております。やはり、保育に欠ける方が保育所へ来てるということでありますので、そこら辺も十分検討してやっていただかなければならないと思います。詳しいことについては、また、保健福祉課の方から、お答えをいただきたいと思うんですが。

それから学校等の対応につきましても、教育委員会でお伺いをいただきたいと思いません。以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の、まずヒブワクチンの再質問でございます。

副反応ということで、当然各国でも接種されているということで、議員おっしゃるとおり、安全性という面で、かなり過去に、死亡例等はないというようなことも聞いているところではございます。

ただ、ヒブワクチンを打つ場合に、医師からそういうような説明をすること、いわゆる牛の成分が入っておりまして、BSEですか、そういうことも十分話をした上で接種するというようなことも聞いておりますので、できる限り、国の方での定期接種というのですか、それをしていただいたら、一番皆さん方に安心して打っていただけるのではないかなど、かように考えておるところでございます。

ヒブワクチンの周知につきましても、どうするかというようなことも考えてまいりたいと思っております。

インフルエンザの保育所での対応でございます。集団感染ということになりますと、休業ということにしております。しかしながら、どうしても見てほしいというような方がおられましたら、それはそのときにまた対応してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 保護者の対応につきましても、今言われているのは、5日ぐらいの感染で、ほぼ鎮まっていくということを聞いておりますので、できるだけ保護者が児童生徒を第一に、お子さんを大事にいただきながら、仕事等の関連もあるかと思いますが、よく見守っていただきたいと思えます。ただ、余りにも長引く

場合は入院、あるいは学童保育等の方でも相談をしていただければということで、回覧等で児童の連絡等には載せております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 中学校卒業までの医療費の無料化というのは、答弁でもありましたように、九度山町と高野町が現在実施しております。インターネット等で見てみますと、日高川町も10月から実施するというふうに、私の方は把握してはいますが、やはり日高川町の場合は受領委任払いというんですか、お金を持っていかなくてもいいという制度にするということで、配らせていただいた資料の一番前についているのですが、1枚目、2枚目がそうで、全国的にも非常にふえています。入院については300幾つの自治体を実施している。中には高校卒業までというあれもありまして、そういうふうに非常に全国的に広がっているという実情です。

どこの町でも、町の方から外へ若者が出ていくということで、核家族化で、くい止めたいという思いが非常に強いので、とりあえずは経済面の支援でということ。

ただ、そういうことだけではなくて、例えば九度山町ですと、新婚向けの住宅を建設して、家賃の半分を助成するという制度とか、第3子が生まれると、3歳になるまで、月5,000円の育児手当を出すとか、保育料を一定の年まで、3歳ぐらいまで無料にするとか、そういういろんな努力をして、何とか若い人をつなぎとめよう。

ただ、全国に若い人がないのに、お互いの市町村が、若い人を、こっちに住んだ方がいいぞ、あっちに住んだ方がいいぞと、取り合いをするという状況だけではあれなんですけども。若い人の生活は、ここに住むとか住まないとかいうことではなしに、若い人の生活を支援するという視点で、そういうことの取り組みをしてほしいと思います。

この町でも、今までの政治のひずみですか、住民生活などに非常に弊害が及んで、山間地へ行けば行くほど暮らしにくいという、それはもう事実だと思います。山の方へ行ってみると耕作放棄地があり、山の景観も壊れかけているという、一変してしまって、ところがこっちの旧野上町のような、多少民家が詰んでいるところでも、地場産業や中小企業、商店も疲弊してしまっているという状況で、粗末に扱われながら何とか耐えてきたというのが、今までの実情ではないかと思います。

子どもの医療費助成は本来国がやるべきことなんですけど、やっぱり元気な声が聞こえる町ということで、お金も何百万円かかかるといのはよくわかるんですけど、今の

若い人たちが置かれている生活の状況の中で、子育ても非常に難しいという状況なので、それを支援するという意味でも、もう一度、再考願えないかなというふうに思います。

ヒブワクチンですけど、ワクチンで防げる病気は防ぐというのは当たり前のことなんですけど、これを助成している市町村というのは、今年7月、現在20ほどの自治体でやっています。去年の段階ですか、前の質問が出たときには、1つ2つだったのが、非常にふえてきたそうです。

北海道の幌加内町とか、人口2,000人もいない小さい町ですけど、おたふく風邪、水ぼうそう、ヒブの3種を全額助成するというので、北海道に多いんですけど、同じく夕張郡の栗山町は、ここも似たところですが、ちょっと大きくなって、1万4,000人ほどの町で、7,000円を2回と4,500円を2回の助成だと。県内ではないんですけど、三重県の御浜町というところでは、実際に助成を始めてます。滋賀県でもやっているところがあります。

今後、助成する自治体がふえると思われれます。ただ、お母さん方の中には、ヒブ髄膜炎というのが怖い病気だということを知らない人がほとんどなので、そういう意味でも接種を進めていこうと思ったら、町の助成ということも必要ではないかと思うし、これも子育て支援という意味で、非常に高いワクチンなので、町の方で何とか助成を考えていただけないかと思います。ヒブについての質問です。

インフルエンザは、各市町村では非常に熱心にやっているところと、そうでないところとの温度差がありまして、和歌山市などはホームページを開いてみても、こんな症状が出たら気をつけてくださいよというような細かいことまで書いて広報しています。そこからダウンロードしてチラシをつくることもできるようになっているし、非常に力を入れてます。

そういうこともありますので、広報とかにもっと力を入れるべきではないかと。手洗いなんかも、正しい方法でやらなければ意味がないことになってしまうので、町村によっては手洗いの正しい行い方というのを広報しているところもあります。

ただ、こんな状況になってくると、季節性インフルエンザも一緒に流行する可能性もあるので、アメリカのあれでは、一緒には流行しないよという、フェレットか何かの動物実験の結果ですから、余りそういうのはどうかなというふうに思います。

だから季節性インフルエンザのワクチン接種を、これも少ないようですけど、80%しか来てないというんですけども、発症をできるだけ減らすという、そっちの方の手だ

ても必要かなと思います。今のうちに、町は補助をしているのやから、特に高齢者補助をやっているから、季節性インフルエンザのワクチンをきちんと受けておいてくださいよという、そういうアプローチも要るのではないかと。そうしたら混乱を避けることができるし、先々で同時流行が始まったとき、お医者さんに行っても、あなたはちゃんと季節性インフルエンザの予防接種を受けてますかということで、新型かどうかを見分ける一つの目処になると思います。

ただ、厚生労働省が示した新型ワクチン接種方式では、接種は実費になって、2回接種すると、これも任意のあれですから、値段は各医療機関によって違うはずですけど、6,000円から8,000円ぐらいかかると。アメリカの研究で、1回打ったらそれで効くんやという研究もありますけど、それも今のところはっきりしないので、やはり2回接種ということをやった方がいいように思います。その場合に、ハイリスクの患者や乳幼児、高齢者などで、今、季節性インフルエンザでやっているような単独助成をしてもらえる考えはないかどうか、その辺について聞かせてください。

あとは流行が本格的になった場合、孤立している高齢者などへの目配りとか、見守りネットワークを非常に強化していくことが大事ではないかと思います。

ただ、ここも心配なことがありますて、お金がないので治療を受けられないという現象が起こってこないかと。町には国民健康保険の資格証を発行している例は、今のところないというふうに聞いてますが、もしあったとしても、新型インフルエンザの疑いがあれば、通常の負担で受診できるように考えてもらうことができないか、これが第2点目の質問です。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の、若い人の生活を支援してやったらどうかというお話でございます。

なるほど、当町におきましても、人口が自然減というふうな状況の中で、いかにそうした出生率を上げていくか、そうしたことで、いろいろ苦慮しておるところでございます。

そんな中で、当町といたしましては、やはり定住支援策ということで、議員ご承知のとおり、Iターン、Uターン、Jターンの推進と。また、今、協議をいたしておりますが、議員の皆さん方のご承認をいただいた婚活事業、これについても今年度は実施をし

ていきたい。そうすることによりまして、今、20代、30代、40代ぐらいの若い人たちが結婚し、そして、ここの紀美野町へ定住をしていただく。そうした1つの事業として進めておるところでございます。

また、やはり農業、また商工業、これをやっておりますも、非常に生活が苦しいということで、実は今回、6月議会、また9月議会でおきまして、そうした経済対策支援事業として、いろいろと各種事業において支援をさせていただいております。

なるほど、子育ての時、若い人々は大変苦勞しながら子どもを育てられていると思います。私もそうです。そんな中で、できるだけ配慮はしたいのですが、それにも限度があるということで、今後ともこうした若い方々が定着されるような、住んでいただけるような、そうした何か対策を検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

それと、2点目のヒブワクチンの接種でございますが、先ほどお聞きしますと、全国20自治体でやっておると。そして、県内ではまだないというふうな状況でございました。これにおきまして、今後、やはり県の指導等もいただきながら検討してまいりたい、そのように考えております。

また、3点目の季節性インフルエンザ、これのことにつきましては、やはり先般も広報紙にはさんでございましたが、チラシ等でもまず予防ということで、手洗いの励行、またマスクの着用というふうなことから、今、指導をいたしておるところでございます。

そんな中で、やはりこれから冬にかかりますと、今、議員申されましたような季節性のインフルエンザがはやる、そんな中で2回の接種をしていかないとならんのやから、ひとつ町単独で援助をしてやったらどうだと、こういう質問でございましたが、何とかこれもいろいろ検討してまいりたいなというふうに考えております。非常に経費的な面も伴ってまいりますので、検討し、そしてやっていきたい、そんな思いでございます。そうしたことで、ひとつご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げたいと思いません。

それと、第1問目の、当町におきましてはご承知のとおり、小学校6年生、12歳までの子どもについては医療費を無料にしますということで、平成19年から実施をいたしました。それに伴いまして、他町が、今度は中学校卒業まで医療費を無料にすると、こうした状況でございまして、何というか、当町におきましては先進県であったと。し

かし、今はもう後進県になったというふうな状況もございますが、今後さらに検討を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男君）　　これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休　憩

（午前 10 時 32 分）

再　開

○議長（美野勝男君）　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 10 時 47 分）

○議長（美野勝男君）　　ここで、町長より行政報告の訂正の申し出がありますので、発言を許します。

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）　　私の方から、去る 9 月 8 日の諸般の報告の中で、実は新型インフルエンザにつきましての対策本部を開いたのが 8 月 26 日と申し上げておりましたが、正確には 8 月 28 日でございましたので、この場をもって訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男君）　　続いて 2 番、小椋孝一君。

（2 番 小椋孝一君 登壇）

○2 番（小椋孝一君）　　私は 2 点、地方分権一括法についてと、水道料の減免についてということで、質問をさせていただきます。

地方分権改革の推進について。同法は地方分権改革推進について、その基本理念や国と地方、双方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備するものであり、同法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財源上の措置のあり方について、検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を行ってまいりますとなっておりますが、我々町村に委譲対象となる法律は 34 法律であります。

さて、我が紀美野町において委譲対象となる法律 34 法律が委譲された場合、どのよ

うにするのか、お答えをいただきたいと思います。その内容については、国や県からの財源や補助金などはどうなるのか、現状の職員の仕事に対して、町に委譲した分の仕事の増大により、町民の書類のおくれなどの問題点は生じないのか、そしてまた、担当の専門員をどのようにするのかということで、お答えを願いたいと思います。

それと、水道料の減免についてであります。先般、町内に住んでおられる方より、パイプが裂けたので大変な水道料がかかったと。その月にかなりかかったので、公認業者に見てもらい、修理した後、他市町村では、水道料認定申請書を出せば、お金の一部が戻ってきますということで、水道課へ持っていったところ、紀美野町の水道課では、当町では減免措置はしていないということであったそうでございます。

今後、近隣の市町村を調査し、減免措置をしているならば、紀美野町の水道課で減免措置を講ずるべきではないかということで、これに関しては私も先般、海南市と和歌山市と紀の川市へ問い合わせをさせていただきました。そうすると、和歌山市では使用水道認定申請書、そして海南市では水道事業納付金の減免申請書、紀の川市では水道使用料の軽減申請書ということで、各近隣の市町村では、すべてこういうことが出ております。

というのは、今、水道の検針に行っておられる方が、例えば9月やったら9月の中で、昨年と比べて非常に水道料金が低い、何か漏れてないかということでした場合に、近隣の市町村では、前年度の水道料金を対象にして、かなり使った分に対して、1回分だけ、半額の半分を軽減するという措置を講じているようでございます。その点について、水道課の方からお答えを願いたい。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 私の方から、地方分権の一括法について、お答えいたします。

地方分権推進一括法に基づく地方自治法の改正により創設された制度で、県から市町村への権限委譲を行うものであり、平成20年4月1日において、権限委譲法律数は全国平均40法律で、和歌山県は14法律となっております。ちなみに和歌山県は全国でワースト5位となっております。

現在、国では新たな地方分権改革議論が進行中で、県としては、国と地方の役割分担

を明確化した上で、地方が担うべき分野について、地方が主体的に責任を持って判断できる仕組みが必要であると考えている。権限委譲事務は、和歌山市は21法律、一般市にあつては49法律、町村にあつては34法律であります。

委譲時期は、原則として平成22年4月からとなっております。

委譲対象法律は、まちづくり、土地利用規制に関するもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、住宅地区改良法、高齢者・身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、駐車場法、宅地造成等規制法、土地区画整理法、公有地の拡大の推進に関する法律、屋外広告物法、森林法、国土利用計画法、租税特別措置法、福祉に関しては、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法、戦傷病者特別援護法、医療保健衛生に関しては、水道法、母子保健法、墓地埋葬等に関する法律、環境については浄化槽法、化製場等に関する法律、生活安全、産業振興については、中小小売振興法、家庭用品品質表示法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、計量法、採石法、砂利採取法、工業立地法、工業立地の調査に関する法律の一部を改正する法律、商工会法、火薬類取締り法、高圧ガス保安法、液化石油ガス保安確保及び取引の適正化に関する法律であります。

この事務は法律に規定するすべての事務ではなく、住民に身近な一部の事務の取り扱いであります。委譲されると、町村が管理監督を行うこととなりますので、許認可の対象となるものは、今まで町村を経由申達して、県で許認可をいただいていたものであるので、決裁が早くなると思います。

交付金につきましては、既存の委譲事務市町村交付金制度が見直され、一般事務費は処理件数に対して措置される。固定事務費、処理件数に応じない事務費のこととございます。これは定額でございます。それから初年度の準備金ということで、委譲初年度にかかる経費等とございます。それから既委譲事務にも同様に算定されることとなり、交付額は平成20年度と比べ、平成23年度は、1法律当たり約2.6倍となる見込みであります。

平成20年度における本町の処理件数は147件であり、交付金額は3万8,799円となっております。ちなみに、屋外広告物法に基づく事務についての交付金の算定内訳を見ますと、1件の処理時間は0.1時間とされ、処理件数は85件であったので、職員の時間給をかけた上で、交付金額は2万9,070円となっております。

県の目安としての考えは、県全体の委譲予定事務処理件数と、県全体での委譲事務に

かかわる業務担当者数の割合を、人口割で紀美野町の処理件数に対する担当者数を計算した場合でございます。

紀美野町で最も人員が必要な業務は浄化槽法で、0.028人となるようでございます。計算どおりにはいかないと思いますが、職員の増員等については必要でないというふうな県の答えでございます。担当課との考えには温度差があるかと思うんですが、増員は難しいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

(水道課長 三宅敏和君 登壇)

○水道課長 (三宅敏和君) 小椋議員の2点目の質問にお答えをさせていただきます。

議員の質問の、個人の家庭内水道の漏水については、減免措置を講ずるべきでないかということでございますが、ご承知のとおり、水道の目的は、清浄にして豊富、低廉な水の供給、すなわち必要とされる量を、いつでも、豊富に、安全で、良質な水を供給することにあります。

水道水は浄水場から塩素消毒されたものが、配水管、給水装置や貯水槽などを經由し、蛇口から出る仕組みとなっております。この間の水質の変化や漏水などの防止をするためには、水道事業者と利用者が協力して維持管理を行うことが大変大事なことでございます。

これらの状況を踏まえ、給水装置の管理区分として、全国共通ではありますが、水道本管から個人宅への引き込み管については、本管から水道メーター機を含めた間については水道事業者が管理を行い、メーター機から宅内配管については利用者が管理することと区分されているのが現状でございます。

宅内の漏水については、目視できるもの以外については、利用者が発見することが困難な場合もありますので、水道課としましては、通常、毎月の初期に使用者データの入ったハンディ末端機で水道メーター機の検針業務を委託し、実施しておりますけれども、その際、通常の水道使用料より多く使用されている場合には、水道課職員が利用者に連絡し、確認しているところであり、利用者から好評をいただいているところでございます。

本町の給水条例第33条では、管理者は公益上、その他、特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し、免除し、分納し、または延納することができることとなっており、

現在、本町はこの条例の適用として、災害、その他の理由により、料金の納付が困難である者、また自宅が火災に見舞われたときや類焼にあった場合、水道料金については2カ月から3カ月間は基本料金のみとし、超過料金を免除させていただいているところでございます。しかし、家庭内漏水については、先ほど申し上げました給水装置の管理区分に従いまして、利用者負担とさせていただいているところでございます。

議員ご承知のとおり、本町の上水道並びに野上・美里両簡易水道会計の財政状況は、極めて厳しい状況でございますが、議員からご提言をいただきましたとおり、近隣市町では、漏水時の水道使用料の減免措置が講じられている状況を踏まえまして、本町といえども、今後できるだけ早い時期に同様な措置が講じられるよう、前向きに検討してまいりたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 2番、小椋孝一君。

○2番 (小椋孝一君) ただいま、総務課長の方から、委譲対象の34法律の説明をしていただきました。これについては、平成21年3月31日の行政経営改革室から出された概要のもので、私も持っておりますけれども、第1には、市の委譲に対して、まだ町村がOKを出せないような状態と聞いておりますし、この時に総務課長も出席しております。

私は、34法案について、県から町に委譲してきた場合、先ほど説明がございましたが、いろいろな法律のもとで、担当課の中で、いろいろ配置はされると思うんですけども、一番危惧しているのは、仕事の増大によって、職員が今でも担当課の中で幾つもの仕事を持っている中で、また県からこういう法律を照らし合わせて、許可権のいろいろな仕事をするということになると、もちろん、財政措置の中には、県は県から市町村の権限の移行を行うに当たり、市町村に対して、県委譲事務市町村交付金制度に基づき、1件当たりの処理時間、固定的な事務処理等を適正に算定した上で所要の財政措置を講ずるということがありますけれども、今でも我々の町については、職員の給料が和歌山県下で一番低いということの中で、そこへまた仕事の量がふえて、職員がそれだけの能力を果たせるかと危惧するわけですが、

特に今、総務課長の方から浄化槽法に関しての例を挙げていただいて、時間的にどうというような話がございましたけども、今現在、県の方で浄化槽の設置に関する手続はされておりますが、平成22年4月から、市町村に移行するということになるのと、浄化槽の設置の許可申請を出すのに、専門的な職員がおらないと非常に難しいのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。それに対して、今後それが遂行してスムーズにいけるかということがあるわけですが、そこらもうちょっと具体的に、今後、専門的職員の配置をやって、スムーズにいけるかというお答えをしていただきたいと思います。

それとまた、2番目の問いに関しましては、私が調べさせていただいて、そしてまた、水道課の方も調べていただいて、近隣の市町村が減免措置をされているということを勉強されたようでございますので、今後前向きに検討するというところでございますので、早急に、この件についても前向きに検討していただきたい、こういうふうに思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 小椋議員の再質問にお答えいたしたいと思うんですが、この資料につきましては、県といろいろ質問をしていただいた答えでございますけれども、やはり仕事の土台は、してくるのではないかとというふうに思うわけでございますけれども、県の言い分としては、半人分の事務量にも満たないと、こういうふうな回答であったかと思うんですが、やはり深い理解をしていかないといけないので、職員の負担につながってくるのではないかと懸念するところでございます。

専門職員の配置をしていかなければいかんのではないかと、こうおっしゃられるわけでございますけれども、我が町においては、適正な人員配置というふうなことの中で、いろいろ制限を加えている関係で、専門職員を置くのは難しいのではないかと考えております。

とにかく、今後も検討を重ねて適正配置を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

○水道課長（三宅敏和君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

漏水時の減免措置の内容につきましては、他市町村を調べたところ、いろいろな違いもございまして、実施してございます。

そういったことで、本町におきましても、他市町村の減免措置を十分参考にいたしまして、できるだけ早い時期に実施できるよう、鋭意努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） これ以上言っても、県からの委譲の中では、していかざるを得ないということだろうと思うんですけども、本当に条件的なもののメリット・デメリットというのは発生してくると思うんですけども、ひいては今現在、県が道州制を組み入れる考えを、全国、またそういうように持つておられると思うんですけども、本当に委譲するということに関しては、職員もこれだけ給料が減額されながら、そこへまた仕事の量もふえ、本当に市町村の職員にそれだけの意欲があるのかなという気がするわけですけども、来年4月から委譲なされて、各法律のもとで、担当課の中で分散されていくだろうと思うんですけども、私が一番危惧しているところは、仕事の量がふえると同時に給料も上がるというのであればいいのですけども、給料は下がるわ、仕事の量はふえるわということになると、職員の意欲というものが欠けてこないか、これが一番心配しているところでございます。

この法律の中には、一番大事な交付金のある法律については、県が握っておる部分の法律がある、それ以外の法律については市町村に委譲するという法律もかなりあるので、本当に市町村が、我々紀美野町自身も貧乏を見ていくのではないか。時間的な単価を見れば、先ほど例を挙げて言ってくれてますけども、単価的に安い。法律をいただいても、一番いい法律を県が持っている、現状こういうことなんです。だから、それに対して、今後市町村が一番危惧しているところなんですけども、そこらお答えというよりか、どうされるのか、ひとつ答えていただきたい。

水道課長に関しては、先ほど答弁をいただきましたので結構でございます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質問にお答えをいたします。

地方分権、これにつきましては議員がご心配していただいております、そのとおりであろうと思ひます。私ども地方分権につきましては、本当に県から、また国から、こうしたことを地方へ振ってくると。悪い言葉ですけどね。その裏には財源もつともらってこいというふうなことで申し上げているところでございますが、本当に先ほど総務課長が申し上げましたとおり、こうした財源がついてきても、本当にそれが正しいのかどうかと

いうのは、ちょっとわかりません。

そんな中ではございますが、やはり地方分権によつてのメリットもございます。これは何かと言いますと、町民にとりまして、早く決裁ができる、許可が下りる。そうしたこともございますので、適切な人員配置と、先ほど給料の話もございました。これにつきましては、先の議会におきまして答弁をさせていただいたとおり、やはり適切な仕事量に対して、そして適切な給料、これは当然であろうかと思ひます。それについては職員労働組合等も、これから見直していこうよということで対応してまいりたい。

また、地方分権におきまして分権となる。それにおいては、職員も自己研さんをし、また研修を受けながら、そうした体制、それをとっていきたい、そのように考えておりますので、ひとつまた、議員方におかれましても、いろいろな面におきましてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（美野勝男君） これで、小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） まず1点目です。

紀美野町敬老金について。

平成20年12月定例会一般質問で、敬老金名目の商品券について、現金支給に変えることができないのか、尋ねました。その時の答弁は、敬老審議会でこうなってきた、とのことでございますと聞きました。今年もまた確認したところ、商品券で支払われた、とのこと。福祉課長いわく、表彰審議会に諮ってこうなりましたと聞かせていただきました。今回は趣を変えて、まず1つとして、規則についての認識を聞かせてください。2つ目として、次に資金の流れを聞かせていただきます。予算が幾らで、商品券の印刷代が幾ら、直接手元に渡るのが幾らで、利用された金額はどうなっているのか。3つ目、表彰審議会が何名で構成されているのかわかりませんが、私は高齢者の総意を反映しているとは考えにくいのです。老人会に未加入の方もいます。原資が税金である以上、対象者全員にアンケート調査を行い、喜んでいただける最良の方法をとるべきでないのか。

2点目です。介護保険サービスについて。

母親が高齢のため、訪問介護を受けることになりました。個人は費用の1割負担で、保険から9割が支払われますが、疑問点もあります。利用者は高齢者ばかりで、介護サービスについての認識の少ない方も多いと思われまふ。役場が利用状況をしっかりと把

握していなければ、保険請求の金額に誤りが生じる可能性があります。国民健康保険では利用状況を通知しています。請求金額に誤りが起こらないように通知していると思いますが、介護保険サービスについては、利用状況の把握をどのように行っているのか。

3点目、大角地区の災害復旧工事について。

以前、平成19年12月定例会、議案第89号にて上程された工事で、工事の危険性から無人の特殊な無線重機を使用しなければならないと説明を受け、指名競争入札にして、地元業者を排除し、工事単価も1億920万円と非常に高かったものです。

あの道は幹線道路であり、付近に住民も住んでいます。まして、業者間でも興味のある工事だったと思われそうですが、関係業者は特殊重機を使っていたことを知らないと言います。私は自分自身、素直でない性格で、もしかしたら工事写真を撮る間だけ特殊重機を持ってきて、1日か2日だけ形式的に重機を使用し、大半の工事を一般重機を使用したのかと考えました。特殊工事は日数、工事面積ともに、工事全体の何パーセントぐらいを占めたのか。また、工事金額の設定は、特殊重機を大半使用するとどの金額だったのか。

4点目です。例規集のネット公開について。

前6月定例会での延長であります。例規集のネット公開の必要性を私は提案し、総務課長の答弁では検討しますとなっておりますが、課長の答弁は町長の代弁であります。つまり任期を来年に迎えた状態での検討しますとの答弁は、住民の代弁者の議員に対する回答としては、余りにも誠意がなさ過ぎるのではないのか。議員の一问一答はすべて町長の政治姿勢への問いかけでもあります。私としては例規集のネット公開について、そんなに難しいとは思わないのですが、検討結果を聞かせていただきたい。

5点目です。高齢者に位置特定器具の配付について。

これも前議会からの質問です。これからは徘徊型老人などの行方不明者がふえてくるものと予想されます。私としては、位置特定器具が、高齢社会にはどうしても必要なものとの認識を持っているのです。人命にかかわってくることでもあります。前議会での町答弁では、位置検索システムの機能や効果を確認し、財政状況も勘案しながら検討してまいりますとなっておりますが、検討結果を聞かせていただきたい。

6点目です。設計委託について。

水道課、川向かいの新設工事について、予算では設計委託料、525万円となっていたように思われますが、7月のこと、水道課職員による現地測量を行っていました。設

計を業者に任せないで自分たちで行うとのこと。役場職員は専門職も多く、有能な人材ばかりであります。私としては予算のむだが少なくなり、工事内容が把握できるなど、よいことだと感じているのですが、この工事に限らず、設計を業者委託せず、まだまだ自分たちでできることもあるはず。この点を町はどのように考えるか。

7点目です。ごみ処理場の跡地について。

以前、ごみ処理場の跡地整備について質問いたしました。当時の答弁として、今後、吉見地区の皆さんと協議を行い、最終的な整備計画について検討してまいりたいと思っておりますと、このような答えでしたが、聞くところによると、整備が進みつつあるようです。跡地整備はどうなっていくのか。

8点目、先ほど田代議員からもございましたが、新型インフルエンザについてです。

紀美野町小学校でも、新型インフルエンザの感染が確認されたと聞きました。全国的な流行と言われて久しいのですから、万全な準備をされていることと思いますが、対策はどうなっているのか。私としては、学校という特殊性から、啓発の必要というのは、もちろんあるかと思いますが、もし子どもを特定した場合、その子どもが、のけ者にされても困るという、こういうふうな心配事もあります。だからインフルエンザでも、学校という立場から考えたときに、また対策が変わってこようと思うので、その点についての対策を答えていただきたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 私の方からは、西口議員の1点目、2点目、5点目の質問について、お答えをいたします。

まず1点目の敬老金の質問でございます。

敬老金につきましては、多年にわたり、社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚のために、毎年、敬老会に配付しています。

敬老会は、区長や民生児童委員の方々に受付や参加者のバスの乗降、会場での案内等、多岐にわたりご支援いただいています。欠席された対象者に商品券を配付願うなど、多大な協力により敬老会が成り立っているところです。

さて、規則の改正につきましては、前回、議員の質問の後、すぐに検討を行い、改正

を行ったところです。商品券の予算については761万円であり、紀美野商業共同組合より商品券を購入しています。表彰審議会は区長会の会長、副会長、老人会連合会の会長、副会長、民生児童委員協議会の会長、副会長で構成されており、12名です。

敬老会のあり方全般についてご意見をいただき、敬老祝い金についてもお諮りし、商品券を配付することで了承をいただいたところです。

アンケート調査については、各団体の代表者にご意見をいただいておりますので、行う予定はありません。

国では緊急経済対策を行うなど、景気の悪化が懸念されている状況もあり、紀美野町でも、高齢者が利用しやすい地元商店が少なくなってきました。高齢者の生活維持の観点からも、高齢者が利用しやすい地元商店の存続に役立つものと考えています。

利便性の向上につきましては、加入商店の増加等の取り組みを、紀美野商業共同組合に要望してまいります。

紀美野商品券の利用は、高齢者への敬愛と地域活性化に資する事業として、現行のとおり行ってまいりたいと考えています。今後、議員各位をはじめ、老人クラブ役員や民生児童委員等関係団体の方々から、この敬老会のあり方や高齢者福祉について、種々ご意見をいただき、検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

続いて、2点目の介護保険サービスについて、お答えします。

高齢化が進み、数年後には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、介護保険制度の利用者は、ますます増大するものと思われれます。このため、介護予防の推進や認知症に対応したケアの確立などが求められています。

さて、利用状況の把握の質問ですが、まず、介護保険の審査支払業務の仕組みについて申し上げます。町は、国保連合会に審査支払業務を委託しています。利用者は訪問介護等、事業者に1割負担を支払い、事業者は、残りの9割を国保連合会に請求します。国保連合会は事業者から提出された請求書と、ケアマネージャーから提出された給付管理表等を突合し、審査支払を行います。

利用状況の通知につきましては、国保連合会から町にデータが送られてきます。利用のお知らせについては、3カ月に1回、利用者には通知しています。利用日数や回数について確認していただいています。間違い等起こらないよう、今後も適正な給付管理等に努めますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いいたします。

続いて、5点目の位置測定装置の配付について、お答えします。

認知症の高齢者に対する本町の取り組みですが、高齢者への総合的な支援を行う地域包括支援センターが窓口となって対応に努めています。総合的な相談の実施、医療機関への調整、認知症の理解と、かかり等への助言や適正な介護サービスの利用を進めています。

さて、徘徊される認知症の方が行方不明となると、多くの方の力をお願いすることになり、家族の精神的負担ははかりしれないものがあります。前議会で質問いただいたサービスは、GPS機能付きの端末を使ったシステムであり、携帯電話の受信しにくい場所では、十分に機能を発揮できないということです。また、認知症高齢者が携帯端末を常時持つことも非常に困難なものと聞いています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、人命にかかわることでもありますので、助成の実施に向けて検討してまいりたいと考えています。

高齢者が徘徊したとき、まず地域での見守りや声かけが重要と考えています。徘徊される方の対応については困難な問題でありますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） 私の方からは3点目と6点目について、お答えします。

まず3点目の大角災害復旧工事について、お答えします。

町道大角線の災害復旧工事は、平成18年4月に、延長80メートル、高さ約50メートルにわたり、切り取り法面が地すべり災害の可能性があると確認され、大変危険な状態であったため、安全な通行を確保するための災害復旧工事として、平成19年12月に復旧工事に着手したものであります。

本現場は地すべり災害であり、復旧作業は変位中の不安定な土塊上での作業でありますので、地すべり地の頭部の土砂取り除きは、建設機械等の重みでもすべる恐れがあり、安全な作業と通行者の安全のために、頭部に伸縮計を2カ所設置し、また緊急に備え、地すべりの活動が顕著に確認された場合は、サイレンやパトライト等で知らせると同時に、道路封鎖を行い、通行者の安全確保のための準備を行っておりました。

また一方では、作業員の安全のために、頭部の掘削作業には、遠隔操作ができる機械を使用することが認められ、頭部の土砂、2,100立米を、無人の重機により31日間の日数を費やしましたが、安全に取り除き、その後の土砂取り除き作業は、一般重機により4,300立米の土砂を取り除き、28日間で行っております。

議員仰せの、「1日か2日だけ形式的に重機を使用したのでは」とのことですが、決してそのようなことではなく、作業員の安全や通行者の安全を考えての工事ですので、適正に施工が行われ、既に県の検査も受検をしております。

また、工事面積とともに、工事全体の何パーセントぐらいを占めたのかにつきましては、特殊重機による工事面積は約500平米となっており、全体工事面積は2,700平米で、約19%の工事配分でございます。さらに「工事金額の設定は、特殊重機を大半使用すると金額だったのか」ですが、特殊重機使用の金額設定は、全体工事費の約10%となっております。

続いて、6点目の設計委託について、お答えします。

建設課では、毎年約130件程度の公共工事の発注を行っております。その中で国県の補助を受ける工事については、完成後において、各関係機関の検査を受けることとなり、測量設計に対する検査内容は、道路構造物の安定計算や構造物断面の決定、排水路関係では、流量計算による排水路や水路断面決定等の根拠が問われ、相当な高度な専門知識が必要となりますので、測量会社に業務委託をしているのが現状でございます。

また、町単独工事等においては、早急に対応しなければならない現場も多く、職員の日ごろの経験や知識を活かし、測量や設計を行って、できる限り短期間で工事を発注して、住民の要望にこたえるべく努めております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 私の方から、例規集のネット公開について、答弁させていただきます。

本町におきましては、健全財政に向けまして、経費削減のため、いろいろな点において見直しを行っているところであり、緊急性、必要性等を考え、実施についての検討中であります。

町例規集のホームページ掲載の県下の状況につきましては、市の部では、有田市を残すのみとなっておりますが、町村においては5町が掲載済みであります、そのほかの町は、まだの状況であります。

町例規集を掲載することになりますと、今すぐにもできるわけですが、作成先の会社にデータファイルを購入しなければならない、今後においても1年間に4回の議会があり、町条例が改正されるたびに5万円程度の費用が必要となります。また、現町例規集につきましては、語句や用語の使い方に間違いはないか等のチェックもしたいと考えているところであります。

町条例等のホームページ掲載については、県下の状況も見た上で考えてまいりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

また、紀美野町のホームページには、住民の生活、暮らしに関連した情報等につきましては項目別に掲載しており、知りたい情報がすぐわかるようになっております。

町のホームページについては、できるだけわかりやすくし、内容の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、ご活用いただきたいと存じます。

インフルエンザの件につきましては、先ほど、対応等について答弁申し上げておるわけですが、学校等の対応につきまして、教育委員会の方から答弁させていただきたいと思っております。以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 私の方から西口議員の7番目の質問、ごみ処理場の跡地について、お答えしたいと思います。

ごみ処理場の跡地整備についてですが、現在の状況を説明させていただきます。

整備につきましては、本年6月に測量設計をコンサルに委託しており、今月中には設計が完了するとなっております。また、その後、地元調整を行った後、工事につきましては、11月までには入札をしたいと思っております。

内容につきましては、吉見地区からの要望で、まず最初に水対策を言われております。これは埋め立てによるごみ処理を行ってきたので、地盤が安定をしておりませんので、谷水等が処理場内に大量に入ってきた場合、土羽が崩壊する恐れがあるので、谷水及び雨水については、処理場の周りに排水路を設ける計画と、また、取付道路の設置及び覆

土を考えております。

最終的な跡地整備につきましては、今後、吉見地区との協議を行い、内容について検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長 (溝上孝和君) インフルエンザについての答弁をさせていただきます。

教育委員会としましては、5月1日に、各児童や生徒保護者に対して、新型インフルエンザに関する対応についてということで、連休を受けまして、旅行等に対応するためのチラシ、あるいは回覧、注意書きを配っております。また、5月16日に、県内近畿管内で患者が発生しましたので、それを受けまして、5月18日に校長会を開きまして、それについての対応も既にやっております。具体的には手洗いやうがい、マスク、換気等、規則正しい体調管理など、不必要な外出等の手控えを指示しております。

また、修学旅行に対しましても、マスクをすべて全員に配付しまして、アルコール消毒、検温等の対応も既にいたしました。

8月26日に町内で感染者がありまして、それに対しまして、8月28日に臨時校長会を開きました。その時に教育長から学校長に、新型インフルエンザ患者発生における臨時休業等の対応についてなどの協議をしております。その中においてでも、同時に9月1日、2学期の始業に対しまして、保護者、生徒児童あてに、教育長名から新型インフルエンザ患者発生時における対応についての依頼ということで文書を出しております。それには手洗い、うがいの徹底、先ほど言いました予防に関しまして載せておりますが、発生、せきの症状がある場合には医者にかかってくださいとか、もしお子様が感染した場合には学校へ連絡してください、あるいは家族で感染が確認された場合には、できるだけ学校へ連絡してくださいというように指示をしております。

質問のあったように、不評などによって周囲の感染者の人権にかかわるような中傷や過敏な反応による混乱のないよう、ご注意くださいようお願いいたしますということも、このチラシの中にも付け加えておりますので、できるだけ万全を期してさせていただきます。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 11 時 42 分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 47 分)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長 (増谷守哉君) それでは、西口議員の商品券の件についての質問に、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、商品券の印刷についての経費についてでございます。印刷につきましては、紀美野商業協同組合の方で行っているものでございます。商品券につきましては、種類が 500 円の券、それと 1,000 円の券の 2 種類がございます。印刷に当たりましては、印刷会社の方へ委託いたしまして、商品券の印刷を取り行ってございます。1 枚当たりの経費等につきましては、印刷を発注する枚数によりまして金額が変わってくると思えます。しかし、大体 1 枚当たり約 10 円程度の経費がかかっているものと思っております。

それと、敬老会で支給されました商品券の利用がどのぐらいあるかということですが、これについては、ほかの商品券の利用等もでございます。実際、敬老会で示された商品券の利用については、私どもでは把握できてございません。しかし、この商品券の事業につきましては、平成 15 年から実施されておりまして、現在まで 6 年間、商品券を販売してございます。この中で発行枚数が、6 年間で 4,316 万 2,500 円の券を発行させていただいてございます。それを使用させていただいて換金した額が、3,674 万 3,000 円となっております。これより算出させていただきますと、回収率が 85.2%ということになってございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） まず1点目、敬老金の規則ということで、紀美野町敬老金規則の中に、敬老金は紀美野商品券をもってかえることができると、こういうふうな条項が第5条に足されている、これは事実なんやけど、まず規則をつくるときのあり方として、実際にお年寄りのために、本町在住の高齢者の長寿を祝福して敬老金を贈呈すると、こういうふうなことの趣旨から考えたときに、お年寄りが喜ぶ最良の方法ということが明文化されたのが規則であろうと。町が実際に受け取る側から考えて、そういうふうなことを活字に変えた規則でなければいけないと思っているわけですよ。

議会制民主主義、みんなの総意で世の中が進んでいくという、それを役場としては文章化している、それが規則でなければいけない。だから、そういうふう考えたときに、この規則ができる経緯、役場が便利よくするために、この規則をつくったと、それではいかんわけでしょう。お年寄りが喜ぶ最良の方法ということが明文化されているという。町の例規集をもらってますが、お年寄りが喜ぶ最良の方法を文章化したら、こういう形の規則になっているのですよと、これでなければならぬと思っているわけですよ。

規則は、あくまでも役場がつくることができるかしらんけども、条例があったら、当然、議会にのってくる。だけど、規則は役場がつくるもんやけど、それは規則をつくるに当たっての根拠があつてしかるべきやと、こういうふうに思います。

だから、この規則ができたことの根拠があろうかと。まずお年寄りの総意があつて、それが明文化されたのが、この規則になっているはずでなければいかん、こういうふうに思っているんですけど、その根拠という部分がどこにあるのか、聞かせてほしいと思います。

それと、先ほどの答弁の中に、4,316万2,500円の発行部数で3,674万3,000円と、こういうふうに使われている。使われない金は15%だから、何百万円という単位の金がタンスの中に眠っているという、こういう理屈になるわね。だからそういうふうに85%しか使われてないものよりも、現金の方がいいのではないかと、単純な話、そういうふうに思うわけなんですよ。

だからお年寄りに対してアンケート調査を行わないと。まず、税金は、みんなが喜ぶ最良の方法の使い方をするのがしかるべき、だけど、そういうふうに85%しか使われない税金のあり方というのは好ましくないのではないかと、こういうふうに思います。アンケート調査をやって、それでなおかつ商品券の方がいいよと、こういうことなら納

得なんやけど、だけど税金の使われ方の中に、あくまでも100パーセントそういうふうに、みんなが喜ぶような方法が理想であろうかと。85%しか使われないという税金のあり方は好ましくないのではないかと、こういうふうに思うんですけど。それをまして、アンケート調査をしないというふうに決める話。それはおかしいのではないかと、そういうふうに思うんですけど。やはり100パーセント使われる最良の方法というのを考えるのが、行政を預かる側からしたら、それが最良かなと。85%しか使われてないというあり方は好ましくないのではないかと、こういうふうに思うんですけどね。この点についての再度の答弁を願いたいと思います。

2点目の介護保険サービスについて、3カ月に1回と。私、一般質問を出した時点では、実際に介護保険サービス利用のお知らせというのが、前後して現実に私ところに届きました。だから一般質問を出した時点では、こういうふうな利用サービスのお知らせというのは来てなかったけど、ただ、これが来た時に思ったんですよ。4月から6月までということですが、できたらもう少し早く来て、記憶に残っているうちに来たら、何月何日に、だれが来てくれてというふうな部分もわかりやすいでしょう。だから、もう少し早くなれば、もっといいかなと。実際にはこういうふうにすることによって、金もかかるという部分もあろうかと思えます。ただ、これだけ混沌とした世の中で、まして政府が面倒を見てくれるとなったら、余りよろしくない性格の人もいてるかもわからん。そういう業者があっても困るし。だから、そういう部分で間違いが起こらないようにという部分。間違いが起こらなかったら一番いいんやかと、こういうふうに思うので、その点、まだまだ改良すべきところがあるのかなと、こういうふうに思います。

だから、今の状態が一番最良、本当に通知を出したけど、これが究極の最良かというのと、そうでもないような気がするので、まだまだ改善の余地があるという部分について、尋ねたいと思います。

4点目の例規集のネット公開。有田市がまだ出してないということと、5町は掲載しているということ、そういうふうにだんだん進んできている。総務課長の話では、今すぐにでもやろうと思えばできるような話もあるけども、実際に紀美野町で、するともせんとともという、あいまいな回答だったと思います。

私は、例規集というのは関心のある人、町の行政全部、根本が載っていて、紀美野町の人がそれを見れば、行政がこういうふうに進んでいるんやかと、こういうふうな基本的なこと。だからよその町でも始めているものやと、こういうふうに考えているわけで

すよ。先ほどの話では、やろうと思えばできるけどもというふうな、いまいはっきり、
するとかせんとかという部分が、ニュアンス的に、私としては読み取れなかったので、
再度の質問として、はっきりした回答をいただきたいと思います。

5点目の高齢者の位置特定器具の配付ということで、これもこの間、旧美里地区の方
へアンテナを新しくドコモが新設すると。私としては、携帯電話をもってGPSに変え
るというのではなくて、お年寄りに携帯電話を持てといっても、現実問題として難しいの
ですわ。だから、できたら腕時計みたいな形で、腕へはめられるとか、首飾りにできる
とか、何でも構わんけど、そういうふうにな身に付けるもので、1日中つけられるような
もの、多分、そういうふうな器具があると思います。そういうことを考えたら、せっか
くアンテナも新しくつくという中で、それができたらいいのになと。

本当に切羽詰まった状態です。私ところでもお年寄りを抱えている。家に帰って、い
てなかったらどうしようと、毎日思いながら帰っている。そういうふうな切羽詰まった
状態が、役場に伝わっていないのと違うかな。多分、町内には、まだまだそういうふう
なことを考えているお年寄りの家族がおると思います。きっといてる。

だから、そういうことを切羽詰まった考えのもとであれば、できるだけ早い時期で、
こういうことをできたらいいのになと思っているわけですよ。だから、もう少し前に進
んだような回答を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時00分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時30分)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

1点目の敬老祝い金でございます。

敬老を祝福してお渡しするという趣旨でございまして、現在、商品券でお渡しをして
おるわけでございます。利便性を高めるような努力をしまいたいと考えておるとこ

ろでございます。

アンケートの件ですけれども、各団体の代表者にご意見をいただいておりますので、なかなか単独でアンケートというのも難しゅうございますので、いろいろと情報収集に努めてまいりたいと思っております。

2点目の、介護保険の給付費通知を、3カ月に1回を2カ月に1回にというような質問であったと思います。回数をふやすに当たっては、郵送料であるとか、処理料、あるいは職員の事務量というようなことで、そういう負担も多くなってきますので、検討をした上でないとなかなかできないと、かように考えておるところでございます。

徘徊探知機でございますけれども、先の答弁でも申し上げたように、実施に向けて、現在検討しておるということで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 例規集の件でございますけれども、町財政についてはいろいろ厳しいものがございます。経費削減に努めているわけなんです、年々そういうふうな経費がかさんできております。そういった中で今後検討していきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） まず、敬老金の中で商品券を配っているという、利便性を引き上げるという項目の中で、そういうふうな答弁でございますが、私としては、前にも言ったことがあると思うんですけども、役所が率先して、例えば役場で住民票を取るのにもそれを使えるとか、こういうふうなこと。役場がそういうふうに決めたらすぐまできる。明日からでもできる。こういうふうなことを、まず率先してできなかつたら難しい。おまえのどこ、こんなんやってくれよというような話では非常に難しいわけでしょう。だから役場が率先して使えないのやったら、金と等価でないという理屈になる。金額と同等の使い方ができるということが、結果としては利便性が向上する。

やすらぎ園にしても、当然、やすらぎ園やったら公的な施設、厚生病院にしても、しかるべきそういうふうに、役所が何とか話を進めようと思えばなるかもわからない。ただ、役場が住民票を取るのに、この商品券を使えませんかよと言えば、結果として商品券はお金と同等にならない。だから役所が使いやすくすることによって、お金と同等の商品券の付加価値が上がってくると、こういうふうに考えるわけですよ。

公的な施設が、それを同等に使えるというふうなことを、みんなに知らしめたら、金額がお金と同じような商品券の値打ちが出る、そういうふうになろうかと思うんですけども。

利便性を考えてくれる中で、他の業者にそういうことを進めるのやったら、まず役所が率先して見本を見せるというふうなこと、それはならんものかどうか。一概に、僕も役場がというのは難しいような気もするんやけど、本当に紀美野町の商品券の付加価値を上げようと思えば、公的なところで使えるというふうになったら、きっと商品券の付加価値は上がる。そういうふうなところを率先しない限り、あくまでも商品券は商品券やなど、このぐらいのことにしかなりにくいのではないかと、かように思います。

その点、一つの検討課題になるのかもわからんけども、検討してもらえるのかどうか。もちろん、検討ということになったら、次の議会で、また改めて聞くような話になるんやけども、どんな検討をしてくれたのかと、こうなろうかと思いますが、やっぱり商品券を役所が老人会に出しているのやさかい、老人会が一番使いやすい、やすらぎ園、厚生病院と、こういうふうなことをまずやっぱり考えるべきなんよ。片一方で出して、片一方で値打ちのないものを出していると、そんなあほなこと、それではいかん。だから役所が率先して使えるというふうなことになったらいいのになと、その辺の見解を尋ねたいと思います。

それと総務課長、例規集について検討してくれるということですが、前向きに検討するという部分が削除されていたので、前回も検討、今回も検討という、こういうふうで、前向きに検討という意味にとっていいのかどうかという、この辺の姿勢をもう一度尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、商品券を官公庁で使用できないかということですが、これにつきましては、あくまでもやはり組合員が組合員のために出している商品券でございますので、今、議員がおっしゃられるように、使えるようにできるのかどうか、これはさらに研究をせんことには、いろいろ法的なこともあろうし、また、組合員以外でも使えるとなれば、商工會って何だというような感じにもなりますので、これは一遍研究させていただきたい、そのように思います。

それと、ネット公開でございますが、おっしゃるとおり、すればいいんです。しかし

ながら、やはりそれには経費が伴ってくる。いろいろ経済的にも厳しい中で、一つ一つこういうものを重ねていきますと、それなりの経費がかさばってくるということでございますので、いましばらく検討させていただきたい、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）　これで、西口優君の一般質問を終わります。

続いて15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君）　まず初めに、裏金の問題について、お聞きしたいと思います。

昨年の3月以来、議会はこの問題に取り組んでまいりました。この間、裏金問題のキーマンと申しましょうか、段木元町長の前の町長、小馬場俊彦氏と福島元収入役が法廷に出頭されて、裏金についての証言をされました。私どもの議会の百条調査特別委員会には、病气療養中ということで、小馬場氏は出席していただけませんでした。ただし、文章回答ということがあったんですが、どのように証言されるのかということで非常に興味がありました。

それで傍聴させていただいたんですが、2人とも、裏金は公金であるということを証言されました。町のお金としていたことも証言されました。また、段木氏は元町長の小馬場氏から、大事なお金であるけれども、町のために使ってくれと、そういうふうなことで引き継ぎがあったということですが、小馬場氏は証言の中で、段木氏とは、美里町がなくなってから3回しか会ってないと。いや、違います。なくなる前に1回、閉庁式で遠くから段木氏を見た。2回目が裏金の発覚がして、すぐに段木氏の方から小馬場氏の方にやってきて、裏金がばれたということで、一人7,000万円、小馬場氏と当時の収入役の福島氏、助役の東氏と段木氏の4人が7,000万円ずつ出して2億8,000万円、これを小馬場氏の金として、紀美野町に持って行ってもらいたいという、そういうふうなことを言われたような記憶があるというふうな証言をされました。そういうふうなことで、どう使えとかいうようなことは一切言ってないということでありました。

町民の皆さん方は、この金が、段木氏の言うように、小馬場氏に個人的にもらった私金で、それをどう使おうと段木氏の勝手という理屈は、町民皆さん認めるということとは

ないようであります。といいますか、ないのですね。この事件はどうなっているのかと、よく聞かれるのですけれども、まだ裁判をやっているということを言いますと、「えっ、まだやっているのか」と。段木氏は、あの金は自分の金と言っているのよと言ったら、まさにそんなことはもつてのほかということで、「段木氏は町へまだお金を返してないのか」と、こういうふうに言われるわけなんですね。

私は、「段木氏は個人の金だから返さない」と言っていると答えたりするんですけども、何にしても3億2,000万円と言えば大金ですね。

例えば町の職員が新しい課に配属されまして、前任の職員が集めておった町民からのお金を忘れておったと。それを見つけて着服した。前任者は、その金をうっかりと不納欠損なりしておったと。そういうことであつたならば、着服した者が罪にならんとか、あるいは返さなくてもいいとか、そういう理屈にならんわけですね。段木氏の言ってる主張というのは、非常にそういう意味でつじつまの合わない、また納得のできないものであります。

また、町が警察に対しまして、段木氏と田下氏の二人を告訴したことに対して、名誉棄損で戦うと、こういうふうなことをやっているわけですけども、私たちは、同じ町民であるこの2人を悪者にしたくはないと思いますけれども、罪を認めて解決のために努力すると、そういう姿勢がなくて、このように戦うんだという姿勢であつた場合、これはやはり許せないと思います。やった者勝ちと、そういうことのないように、町民の納得のいく解決、つまり議会が認め、町が進めている1億9,000万円の返還を求める訴訟、それから町の大事なお金、3,200万円を使ってしまい、大金を横領したことに対する刑事告訴について、町は今どこまで来ているのか。また、今後のこの取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

次に、学童保育についてお聞きしたいと思います。

町内で産まれる子どもの数が激減して、まさに町長の「子どもは町の宝物」という言葉が当たっているような現状に、だんだんと進んでいるように思われます。午前中の田代議員の方でも、その問題について詳しく述べられましたけれども、そういうことで、今まさに子どもというものは、本当に大事な町の宝になってきています。

その政策のもと、町が実施されている学童保育については、大変多くの方が利用されているようであります。補正予算でも、指導員の補充のための予算が計上されておりますけれども、釈迦に説法かわかりませんが、学童保育というのは、全国で1,617の

市区町村で1,585カ所があるそうであります。

厚生労働省の資料によりますと、末っ子の年齢が6歳の児童の58.2%、7～8歳の児童の62.3%は、母親が働いているということであります。働く母親はふえ続けており、学童保育の必要性はだんだん高まっているようであります。共働き、またはひとり親家庭の子どもたちには、親が働いていて家庭にいない間、子どものことを受けとめ、一緒に生活する大人、指導員の援助と、毎日安心して生活できる場所が必要ということになってきております。ということから、多くの方々から支持されているようであります。

同じような施策として児童館がありますけれども、子どもたちにすれば、行っても行かなくてもよい、いつ帰ってもよいというところであれば、一定の時間をそこで過ごすことはできても、継続した毎日の放課後や学校休業日等の生活の場とはなり得ません。親たちも、子どもがどこで何をしているのかわからなくては、安心して働くことができません。

子どもがふえている国、ヨーロッパなどでは、今までの男社会から女性の働きやすい環境づくりということが大事になっているようであります。フェミリンというふうな言葉がありますけれども、そういうふうな方向が大事であるということであります。

そういうことで、学童保育というのが非常に大事になってきていると思います。また、下神野小学校区の方に聞いたんですけども、夏休みの期間中に子どもを預かってもらおうとしたのだそうではありますが、預かってもらえなかったという家庭もあったというふうに聞きます。実際、下神野では、美里文化センターでやられている学童保育については、指導員も1人ということで、無理かというふうにも思うわけであります。

そこで、指導員不足ということでございますけれども、町としての対策、取り組みについてをお聞きしたいと思います。

次に、住宅の問題なんですが、取り壊した後の町営住宅の改築の計画について、お聞きしたいと思います。

古くなった町営住宅は当然壊さなければなりません。しかし、その後の施設はどんなものが建築されるのかという課題が生まれます。以前、同僚議員からも町営住宅の質問がされておりましたが、私は高齢者対策という観点からお聞きしたいと思います。

紀美野町の町民も非常に高齢化が進んできています。それらの人たちは、長らく住んできたところで人生を終わりたいと考えるのは当たり前と考えます。しかし、買い物に

行くのも不便、あるいは医者に通うのも遠いというので、住みたくても実質無理というところもできてきています。

高齢者にとって、年を重ねてから住む環境が変わるといのはよくないということも聞きます。しかし、今後高齢者の方の中で望まれる方がいた場合、そんな対策も必要ではないかと思ひます。そして、そのことを望まれることを想定した場合に、今度の改築においては、当然、バリアフリーで安価な町営住宅、そういうものも検討の必要があるかと思ひますが、いかがか、お聞きしたいと思ひます。

次に、福井での開発公社の分譲地の問題であります。

ここの宅地が、残念ながら全部売れないでおるようであります。福井の分譲地は、旧野上町時代に、政策的な意味もあつて、ここに分譲地を開発したようであります。しかし、バブルがはじけ、経済的にも冷え切つた今、町としても、担当課としても大変大きな課題となつて、辛勞の種となつているかと思ひます。

しかし、ものは考えようで、これを逆手に取つて考へてはどうかということで質問をしたいと思ひます。

どんな経済情勢でも、家を欲しいと思ひ方はいると思ひます。しかし、若い人なら、いつリストラにあうのかわからない、そうすると危なくてローンなんて組めない。また反対に建築する側の町の建築建設業の方も、仕事がなくなつてきている状況にあるわけあります。そこで、町が仲介をするような形で、仲介をするかどうかは別として、どこまでのかかわりかは別として、町内にある建設関係の方々と住宅を望む方が話し合つて、注文住宅のような形で建築を計画していくと、それに町が協力をするというシステムがつかれないのかどうか。今現在、公社の起債の利息を払わなければなりませんけれども、積極的に住宅建築のローンの応援に使つていくというのも一考ではないかと考へます。そういう点、このような制度と申しますか、システムができないのか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、消防の広域化と町内への分署について、お聞きしたいと思ひます。

広域消防について、その昔、話があつて、その後、おさまり、消えたというふうに思つていましたら、また話が起つているというふうにお聞きしました。

広域化されれば、細かい対処というのが十分されるのかという、そういうふうな心配、危惧がされます。具体的にどこまで話が進んでいるのか、お聞きしたいと思ひます。

また、広域ということになれば、よっぽどのことがなければ、そういうふうに考へて

いただける方がなければ、偶々のことがやってもらえなくなるというのが普通の状態ではないかと思えます。

そこで、分署の課題なんですけど、旧美里町時代、分署の問題について、提起と申しますか、質問を何回もさせてもらいました。その時には残念ながら当局も、あるいは議会議員の中でも、なかなか取り合ってもらえないというふうな状況でありました。

合併して旧野上町の議員、あるいは旧美里町の議員も関心を持ってくださっているようであります。大変心強いのですけれども、到着時間について、当然、町内みんな一緒とはいかないわけございまして、平成20年度の消防本部がつくられました火災救急救助統計というものをいただきまして、改めて見たのですけれども、急病で見ましたら、345件のうち、20分以上かかっているのが28件で8%あるんですね。病院到着までの所要時間ですけど、時間別の搬送人員というのがございまして、急病が343件あるんですね。そのうち60分以上かかったのが55件ありまして、全体の16%です。30分以上になりますと、これが76%に当たるわけなんですね。こういうふうには、圧倒的な方々が、大変時間がかかっているというふうな状況であるようであります。

現在は、そういう中でも救急車のパトロールというふうな施策も取っていただいて、努力をさせていただいているわけなんですけど、やっぱり限界もあろうかと思えます。

国吉、毛原には、優秀な、また積極的に活動される診療所の医師がおられますけれども、診療活動が何と言っても中心ですから、すべてこの方にといいわけにはいかないと思えます。

そんなことで、広域という話があるならば、いっそ分署をつくると。そうしていかなければ、この問題は永遠に課題として上がってこなくなるのではないかと、そんな心配をするわけでありまして、いかがなものか、お聞きしたいと思えます。

最後に、議事録の問題についてお聞きしたいと思えます。

議事録を支所、出張所等へ置くことについて、お聞きしたいと思えます。

同僚議員の質問で、ホームページに載せるということになりました。しかし、高齢者が大変多い紀美野町ですから、なかなかコンピュータを使うということも難しいというんですか、苦手な方が多いかと思えます。そこで、議事録を支所、出張所、または図書室に置いていただいて、雨の降った日でも、ちょっと見てみようかというふうなことにさせていただくということが、町のことを知っていただく上で大事ではないかというふうには思えます。そういう点で議事録を置くことについて、質問をしたいと思えます。

以上です。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 私の方から、まず、裏金問題の進捗と今後の課題について、答弁させていただきます。

旧美里町の不適切な事務処理問題にかかる歳計外資金の支出について、損害賠償及びこれに対する訴訟費用の支払いを求める民事裁判につきましては、本年9月1日の口頭弁論で11回となっております。

裁判の状況につきましては、口頭弁論では文書のやりとりを行い、お互いの主張や説明を求めたことに対し、陳述者や調査資料により返答しているところであります。

また、美濃議員から言われたとおり、8月4日の第10回口頭弁論では、小馬場元町長及び福島元収入役に証人として出廷していただき、次のとおり証言されました。

町へ寄附をいただいたものであり、町のお金であった。私的に使ったことは一度もなく、すべて美里町のために使ったとのこと。今後も引き続き、月1回のペースで裁判が行われますが、町のお金であることを証明する必要があるため、関係者に裁判所で証言していただくことも出てくるかとも考えております。

町といたしましては、引き続きこれらの解明に取り組み、不正に使われたお金や、現金で引き出された不明なお金については、町の発展のために町に返還していただくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次回の公判は10月20日となっております。

次に、刑事告訴につきましては、昨年12月8日付で、和歌山地方検察所あてに意見書を提出しました。また、本年9月末にも再度提出する予定であります。

意見書の内容につきましては、この資金が町に帰属をすること及び段木氏個人のお金でないことを主張し、和歌山地方検察庁には正義ある決定、住民が納得いく決定をお願いする旨の意見書を提出しております。文書自体は係争中によりお見せすることができませんが、町として、また、町民の思いを十分に主張できた意見書となっております。

また、これとは別に先日、合併前に解約された美里町収入役名義の口座の残金、696万円について、紀美野町へ寄附したいとの旨、段木氏からの訴訟代理人である田辺弁護士より照会がありました。内容は、段木氏は小馬場氏から美里町のために使ってくれ

と申し出があった金員なので、紀美野町へ寄附し、旧美里町のために使っていただきたいとのことであります。

町といたしましては、町のお金なのか、個人のお金なのかを訴訟中であるため、個人からの寄附としての申し出は受け付けられないと考えております。この件につきましては、町の顧問弁護士に委任しておりますので、しかるべき対処を行ってもらうこととなります。

今後の課題としては、やはり帳簿等が破棄されていることから、民事裁判において証拠書類の収集が困難になると考えております。また、段木氏からの証言や回答には一貫性を欠いている部分が多く、信憑性に欠けております。これらのことにより、さまざまな人の証言が必要となってくるわけですから、問題解決まで、多くの時間を要するのではないかと危惧しているところであります。

続きまして、もう1つの質問にお答えさせていただきます。

議事録等を支所へ置くことについての答弁であります。議事録、予算書、決算書等を支所へ置くことについてのご意見がありましたが、現在、利用者が少ないと見受けられますので、美里支所のみの一部を置くことといたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長(溝上孝和君) それでは、2点目の質問にお答えいたします。

学童保育の件です。

現町内の学童保育所状況は、野上小学校管内の野上学童保育所で、29名の児童に3人の指導員が常勤として勤務しています。また、下神野小学校管内の下神野学童保育所では、12名の児童に1名の指導員が、常勤として保育を行っております。両学童保育所ともに年間開設日数は約250日、休日は土曜・日曜及び国民の祝日の日と8月13日から16日までと12月29日から1月4日までが休所日になります。通常、午後2時から6時までが保育時間になりますが、各学校の行事等にあわせ、平日に休校日となる場合は、午前8時から午後6時まで保育を行っております。

夏休み中の野上学童保育所は、午前中の指導員は3人の指導員が当たり、午後のプー

ルがあった場合は、2名の指導員で保育を行っております。下神野学童保育所の夏休み中は、午前中交代で補充の指導員が当たり、午後は常勤指導員が対応しております。

補充指導員の員数が少なく、時間的に休まれた場合などは、町の職員が補充に当たっており、野上学童保育所は2週間に平均2～3回程度、下神野学童保育所は2週間に1回程度、補充に当たります。

質問の、夏休み中、短期間保育の質問ですが、短期間では子ども同士のつながり等、十分な把握は困難であり、年の途中での受付は定員等もあり、極力お断りしております。

学童保育は1グループの人数、施設の状況、施設設置や指導員の確保など、難しい事柄が多く、全国的に同じような問題となっております。

学童保育は今後も必要性が高まる中で、子どもがふえると十分に対応できなくなる懸念もあります。子どもが落ち着いて過ごせない、事故やトラブルがふえる、子どもに十分目が届かない、対応ができないなど、個々の集団に指導員が責任を持つことが肝要で、今後ともさらに保育の質向上につなげ、理想的な指導員に、10人から12人程度の施設で、指導員の資質向上を目指していきたいと考えています。

分割保育のよい点は、指導員が子ども同士のトラブルを把握しやすく、ささいなことではけんかをしなくなったり、自己主張の少ない子どもともじっくりかかわれる、親と指導員の関係が密になるなど、よい面がありますが、指導員がふやせるか、施設の対応ができるかなど、問題事項も多くあります。指導員の増員や財政面も含め、総合的に判断していきたいと思っております。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長(牛居秀行君) 私の方からは、美濃良和議員の3番目の質問と4番目の質問につきまして、答弁させていただきます。

まず、3番目の質問でございます。取り壊した後の町営住宅の計画についての質問について、お答えを申し上げます。

本年度におきましては、先の6月議会におきましてご承認をいただきました、2カ所の老朽化した町営住宅を取り壊します。1カ所につきましては福井第1団地、2カ所目につきましては下佐々第2団地でございます。そのうち福井団地につきましては、まだ

1 軒借りていただいておりますので、引き続き団地用地としていきます。下佐々第2団地の跡地につきましては、今後、町の財政状況及び社会経済状況等を勘案いたしまして、有効利用できるよう検討してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のご提案、ご懸念につきましては、私も痛感しております。これからは、議員おっしゃるように、地域の実情に合わせた目的別の住宅建設というのが求められているものと、理解いたしております。

議員ご提案の住宅建設等も含めまして、多角的、多方面のご意見等考慮した上で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、4番目の質問でございます、福井の開発公社が分譲中の宅地が売れ残っているが、町としての対策について、という質問にお答えを申し上げます。

議員質問の福井檜山団地につきましては、平成12年度より51区画の分譲を開始いたしました。その後の売れ行きが不振でありまして、平成19年度末におきまして32区画の売れ残りがございました。そこで、平成20年度より分譲価格を約半額とし、その損失補てんを町が行うこととし、販売を開始していただきました。

このことにより、平成20年度におきましては、おかげをもちまして、9区画を販売することができたと聞いております。また、今年度におきましても、現時点におきまして1区画の販売と、1区画の売買予約をいただいております。しかしながら、いまだ未売物件が21区画ございますので、開発公社の理事会でご検討していただかなければならないものと考えております。

今回議員よりご提案をいただきましたご意見につきましても、土地開発公社の理事会に申し伝えたいと思っております。

今後におきましても、町として、開発公社とでき得る限り連携を図り、当団地の完売に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、なお一層のご協力、お力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 消防長、七良裕君。

(消防長 七良裕光君 登壇)

○消防長 (七良裕光君) 美濃議員の5点目、消防の広域についてと分署について、答弁を申し上げます。

まず初めに、消防の広域化の現状について、説明申し上げます。

平成18年第4回議会定例会において、議員より、常備消防についての質問をいただき、その答弁の中で、消防広域化についてご説明申し上げましたが、平成18年7月に総務省消防庁より「市町村の広域化に関する基本指針」が示され、平成19年度中に和歌山県消防広域化推進計画が樹立され、県内30市町村の意見をまとめた結果、平成20年度より、県内5ブロックによる消防広域化市町村によるワーキング会議を開催している状況であり、当町も海草・那賀・伊都地域のワーキング会議に、既に2回出席しております。

次に、消防の広域化が実現されれば、どのようなことが起こるのかという質問であります。例えばブロック内で大災害が発生した場合、全消防職員（292名）のうち、約100名が直ちに災害出動ができ、短時間に多数の職員を災害現場に投入することができ、また、現在各消防本部指令室担当者（34名）が1本部となることにより、18名程度で業務を行うことが可能であり、なおまた、各消防本部庶務・警防担当職員も減員することが可能なため、現場業務（署勤務）に配置替えすることにより、火災、救急救助業務に従事する職員が増員されるものと考えております。

次に、広域化によって分署設置が放っておかれるのではないかと、との質問であります。今回の消防広域化の目的の中には、適正な署所の配置という事柄も入っておりますので、先ほどご説明申し上げました、海草・那賀・伊都地域全体の中で、適正な署所の配置について議論していただけるものと認識しておりますので、広域化に先んじての分署等の設置をすることについては、今後のブロック内会議の推移を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 七良裕光君 降壇）

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題ですけれども、今、詳しく答弁をいただいたのですが、今後のなりゆきとしたら、関係する方々の法廷での証言を求めていくということでありましたけれども、どういう方向で公金であることについての証言を求めていくと、そういうことで進めていくわけですか。

この場合に何が問題になってくるのか。実は、この間も傍聴に行ったんですけども、裏の金がどのように使われてきたのか、そのことだけが大変取りざたされているように

感じたんですけども。要するに、町民のために使ったのか、使っていないのかと、こういうことであつたのかということで、非常に心配するわけなんです。

やり方というんですか、そういうことも私は問題ではないかと思うんです。帳簿をすべて焼いたのか、どうしたのか知りませんが、なくなっているというふうに言われているんですけども。我々どんなふうに使ってきたのか、目で見ることができませんが、旧小馬場町政の時代には、私もおかしいと思ったんですけども、寄附金として毎年4,000万円、3,000万円、あるいは5,000万円というふうに、たくさん出てきたわけですね。

私はおかしいということで非常に思ったんですが、他の議員方は、それが当たり前のような状況でありまして、私も寄附をされることはけしからんということとは言えませんから、何かあるのではないかと。要するに税外負担のあんにつくられた税外負担というのがある入ってきているのではないかとということで税外負担に対して反対するという立場をとっておつたんですけども、それが6億円ですか、庁舎を建てる前に裏金があつたんだというふうに、全員協議会の場で、小馬場町長から話がございまして、それはもうすべて出すということであつたわけなんです。

この間の法廷で見えていたら、庁舎建設後も、まだ裏金が業者の方から寄附があつたということで、それであつたのか、3億2,000万円という額が残つた。あるいは6億円以外にあつたのかわかりませんが、そういうふうなものがあつたようでありませぬ。

何にしても、寄附金として議会に提案があつて、それが歳入として予算に入り、そして後はもう歳出は議会の賛成をもって使われていたと。こういう使われ方をしておりましたけども、段木氏になってから、それは一切議会の方には出てこなかつたわけですね。

傍聴して見ましたら、おもしろかつたのは、福嶋元収入役に対して、田辺弁護士から、違法な支出と、こういうことで質問をされているわけなんです。先ほど言いましたように、議会の寄附金という形で、歳入にせずに裏から裏に通るのを違法だと、田辺弁護士は、そういうふうにおっしゃつたんですね。言うならば、段木氏のやり方はすべて違法だというふうに、田辺弁護士も認めているんですけども、こういうことが問題であるのかないのか、堂々と弁護士が法定の場で言っているわけなんです。これが問題にならずに、ただ単に金が町民のために使ったのか使つてなかつたのかということだけであるのかどうか、というのが非常に気になるのです。

まさに我々議会人としたら、議会軽視というのではなくて、まるっきり根底からほったらかしにしていると。そういうふうなやり方でもいいのかどうか、このところが非常に気になるのですけども、その辺は、町側としてはどのように考えられておるのか、お聞きしたいと思うのです。

次に、学童保育の問題について。

先ほどから答弁いただきまして、野上では29人、下神野では12人ということであつたんですけども、常勤の指導員は野上が3人、下神野が1人ですか、大体20人までは2人で、20人を超えれば3人ということが望ましいというふうに言われているんですけども、何かあった場合、すぐに対応するということについて、ちょっと心配するわけであります。

課長が、財政面等も考えて、総合的に今後判断するというので答弁してくれたんですけども、子どもというのは非常に大事な、本当にこれからの町をどう背負ってもらうのか、また、企業なんかも、次の労働力というものは子どもたちであります。そういう面で、今の税の体制はそうっておらないのですけども、そういう中で、町というのは非常に厳しいところに立たされて、しかし、このサービスというものがなければ、これからの将来がないし、また、子どもたちを今後多く産んでもらうという意味もあるかと思うんですけども、そういう面で財政面ということでもありますけども、結局一番の問題は、指導員をどう確保するかということであると思うんですが、その点について、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

住宅については、今後多角的に検討していただきたいと思います。

また、福井の住宅分譲地については、理事会に諮っていただくということでございますので、よろしくをお願いします。

消防の広域化の問題なんですが、適正な諸署の配置ということで、今後の問題でありますし、おかみの方のことがあるかと思っておりますので、署長や町長の答弁ということも非常に難しいと思うんですが、諸署の配置というのは、紀美野消防署の本署というんですか、これ自体も含めたところの諸署の配置ということになってくるのではないですか。今後、海草・伊都・那賀と海南も入るわけでしょう。そうやってきた場合に、諸署の配置となってきますと、分署どころか、下手をすれば、紀美野の本署も危なくなってくるという心配を感じたんですけども、その辺はどうであるのか、お聞きしたいと思います。

あとは議事録について、利用者が少ないということなんですけども、何をもって利用

者が少ないというふうに判断されているのか、お聞きしたいのと、支所へ置いていただくということなんですけども、十分に利用していただかなければならないと思うんですけども、置くだけではあかんと思うんです。それと、議事録というのは、1冊つくるのに幾らかかって、現在幾つつくっているのか、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の公金について、裏金を議会へ通さず使っている、町としてどう思うかとの質問であると思いますが、今、向こうで争点になっておりますのは、ご承知のとおり、この裏金が公金であるか、私金であるかということも、一つの争点になっております。そんな中で、相手方は私金であるというふうなことを言うておりますが、私どもは刑事告訴を、この議会でもご承認をいただいて、皆さん方のご賛同のもとに告訴したわけです。それにつきましては公金であるということで、皆さんともども確認をしたわけで、刑事告訴をしたところでございます。

したがいまして、民事訴訟におきましても、このお金につきましては公金だというふうに認識をいたしております。したがって、その公金を議会を通さずに私的に使ったということになりますと、そういうことがあり得るのかということが実感でございます。そうした見解を申し上げたわけでございます。

それと2点目の、指導員の確保を、どう町長は考えているかということで、町長のご指名がありましたので、本来であれば教育長が答えるべきであると思いますが、私はやはり子どもは宝ということで、学童保育を厚生省の関係のボランティアでやっておったものを、町の事業として取り扱うという経緯がございました。そんな中で、やはり学童保育をするために、子どもたちにけがをさせてはならない。安全管理ですね、そうした面も考えあわせながら、指導員の確保をしてまいります。そういうようなことで貢献いたしたいと思います。

あとの件につきましては、各担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

○教育長（岩橋成充君） 町長の方からお答えしていただきましたので、私の方から、教育委員会サイドからの考えをお話しさせていただき、答弁とさせていただきますと思います。

本来、学童保育というのは、県下でも教育委員会が担当しているというのは、例がま
ずないのだろうと思います。必ず委託したりとか、ほかの課でやっている。平成13年
度の時から、この問題が議会等でも質問されてきて、最初のスタートとしては、ボラン
ティアによる学童保育をスタートさせた。それから平成14年には夏休みにスタートし
た。そこから私ところが担当するということになれば、生育期における重要な時期であ
りますので、保育の中身、単に預かればいいというのではなしに、中身を重視した形を
検討していったわけです。

そういうことで、今現在行われているのは、自然体験をしたり、川遊びを実施したり、
読み聞かせをしたり、宿題をしたりとか、そういう非常に濃い中身であるということで、
喜んでいただいております。

課題は何かということですが、先ほど質問のあったように、指導員の確保ですが、
当然待遇の改善、身分の保障、そういうことが私は一番の大きな課題でないかなと思
います。

ただ、平日であれば、2時から6時までという時間になるわけですが、夏休みになり
ますと、1日中になります。したがって、職員はその体制ではできないわけです。今現
在行われている夏休みの対応は、下神野にも3名、職員も空いたときには行くと。野上
は5名、そして男性も1名入っていただいて、職員も空いたときの対応をする。そう
いうことで回転をして、夏休みの対応というのも大変になるわけです。したがって、確保
するのも、平日のときと休暇の夏休みのときとの二重の対応をしていかなければいけ
ない、そんな課題があるわけです。

それから待遇と同時に場所、どこでどれだけの人数を収容できるか、このことも大き
な課題だろうと思います。野上小学校においては1年生が39人中ということで、4
1%の方が入っていただいています。非常に多くの方が学童保育を利用してくれている実
態。下神野においても、30%の子どもが、生徒数の割合からしている。

そういうことから考えますと、非常に人数が多く来ていただいているのですが、今後、
3年生になれば、もう少し基準を絞った形で、できるだけ多くの方が来ていただけるよ
うに、町長の方針である、子どもは宝である、そういうことで、今後もますます美濃議
員が指摘されておりますように、学童保育の重要性と中身の充実ということに努めてま
いらなければならない、そんなことで認識しておりますので、ご理解していただけたら
と思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良裕君。

○消防長（七良裕光君） 美濃議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど私の方から説明申し上げました、市町村の消防の広域化に関する基本指針での消防署所の適正な配置という答弁を申し上げましたが、内容的には、海草、那賀、伊都、この地域内、すなわち紀美野町消防署、那賀消防組合中消防署、南消防署、東消防署、伊都消防組合消防署、橋本市消防署、高野町消防署、この7消防署すべてを含めた中で、消防署所の適正な配置ということを考えていくのが基本だと、そのように認識をしておりますけれども、ブロック内での会議の中では、既存の、ただいま説明申し上げました7消防署を基準にして議論していかなければならないと、このように考えておりますので、今現在では、紀美野町消防署の位置そのものについて、適正な配置という中へは入れてもらいたくないというのが、私自身の考えているところでございますので、これを基本として、議員おっしゃっている分署、そういったものも地域全体の中で、紀美野町の意見として強く述べていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 美濃議員の再質問にお答えいたしたいと思うんですが、何をもって利用者が少ないというのかと、こういう質問であったかと思うんですが、私は総務課の方がいてるわけですが、議事録については一度も閲覧をしたいと、こういうふうに聞いたことはございません。それから予算書でございますけれども、予算書につきましては、業者の方から閲覧をしたいという申し入れはたびたびございます。しかし、一般の方の閲覧をしたいという声は聞いておりません。そういったことで申し上げた次第でございます。

それから予算書ですが、当初予算で、ページ数にもよるのですが、コピーするのに、1冊5,000円程度かかるというふうに財政の方で聞いております。部数については、最小必要限度において冊数を印刷しておるといったところでございます。

議事録の費用でございますけれども、年度当初ですか、年度末ですか、議事録の作成につきましては、業者の見積もりを取りまして、契約をしているわけでございますけれども、テープの時間によりまして、聞き取りをいただいて、製本をしていただいております。

わけでございます。今のところは2冊製本をいただいているということでございますけれども、そのうち一部は議会事務局、それからもう一部は総務課の方へ送付いただいております。だからもう1冊ふやすということになれば、業者との契約いかんによってくるのではないかと思います。費用のことでございますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

議事録の費用でございますけれども、原本をコピーする料金ということになってくるかと思っております。金額は今の時点ではわかりません。当初予算に載っているのではないかと、こういうふうに思います。ご存じではないでしょうか。以上です。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 2時38分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時40分）

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題はそういうことで、今、公金・私金の問題で公金という見解をとっていると。であるから、議会に通さずに使ったというようなことはけしからんということでありまして、裁判においては、何かそれが余り問題にされてないというようなことなので、普通、我々としてはそんなものでいいのかと。まさしく議会制民主主義の原則を踏みにじっているということで、非常に遺憾に思うわけでありまして。

それともう1点、先ほど、課長から696万円という、最後に残った金を、紀美野町へ寄附したいというふうなことで、向こう側から言ってきているということなんですけれども、これについてはどのような対応をされるのか。寄附というふうなことは、最初見つけた時には、テレビの報道でも、これは返すと言っておいたのが、途中から言葉を翻して、これは自分の金やからということで返さないという方向に転じて、今度は、また寄附したいと、二転三転してきているというふうなところは、どういうふうに見ますか。そのことも含めて、お聞きしておきたいと思っております。そういうふうな、まさしくバカにしたようなやり方というんですか、それについても見解をお聞きしておきたいと思

います。

学童保育について、教育長からも、今後、対応を熱心にやっていただけるということでありましたので、期待をしたいと思います。町長の方でも、財政的な点で、私は頑張っていたいただけるというふうに判断したんですけど、そういうことでよろしく願います。

消防署は、今お聞きすると、海草・那賀・伊都・橋本・高野町ですか、そういうことで進められていこうとしていると。署長がさっきおっしゃったのは、紀美野町の本署が残ることを望んでいないと言われたのですか。その辺のところ、よくわからなかったのですけども。出張署については、できるように署長の方からも強く言っていただける、そういうふうを受けとったのですが、そういうことでよろしいですか。

もう1点は、広域というものは、今のところでは、そういう会合があったということなんですけども、進展というんですか、どうしてもやっていかなければならん問題なのかどうか、その辺を最後にお答えしておいてもらいたいと思います。

あと議事録とですね。予算書は1冊5,000円、議事録は、先ほど来お聞きしてますと、ページ数にして300ページほどですか。裏表あると見て600ページとすると、10円で6,000円と、こういうふうな金額になるのではないかと思います。

そうすると、利用者が少ないというのは、まだ具体的にそういうことができるとか、このこと自体がメジャーじゃない、町民の方に十分に把握してもらっていないという状況にあるのではないかと思うんですね。

町の行政について、どのように進んでいるのかということについては、先ほども予算書、1冊5,000円とか、議事録が1冊6,000円として、コストとしては決して高いものではないし、十分に知ってもらわないと。まして、全国的には住民の方が財政の分析を始めると。住民の皆さん方が財政分析を始めてきているというふうな状況に、そこまでだんだん皆さん方の中に町の運営、財政的に非常に難しい、そういうところまで踏み込んできておられるわけなんですね。

この間の選挙結果を見てもそうなんですけども、行政なりは議員が、あるいは当局だけでやっているんだよと、住民はそんなこと知らなくてもいいんだよという時代ではなくなってきているんですね。そういう点からしても、私はそういう点で深く皆さん方に知ってもらいながら、町民と皆さんとともに行政を進めていくということが、今後されなければならんと思います。

それに対して、今言われている5,000円、6,000円というものは高いコストではないと、こういうふうに考えますけども、もう一度、お答え願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時48分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時01分）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、議会制民主主義の問題について、こうした行為があつていいのかどうか、また、相手方におきましても二転三転していると。これについてはどう思うかと言われることですが、我々は、あくまでも、これについては公金であるという観点から訴訟を起こし、そして民事訴訟を現在戦っておるところでございますので、それでご理解をいただきたい。

また、696万円の対応につきましては、向こうの方から、先ほど課長が申し上げましたように文書を送ってまいりまして、こちらの方から、また向こうの弁護士に対する回答について読ませていただきます。

『貴書によりますと、紀美野町（旧美里町）のいわゆる裏金について、その形成過程とその原資が何であるかについて全く考慮されず、単に段木殿側の主張である、私金であることを前提に、紀美野町に寄附を申し出るというものであります。そして、紀美野町としては、貴書の申し出をそのまま受けることはできませんが、決して無視し得ない金額でもありますので、紀美野町に帰属すべき現金として返済されるのであれば、直ちに小職の下記貯金口座に振り込んでお支払いください。このような取り扱いをされるのが、何よりも公益に資するものであることは明らかですので、何分のご賢察をお願い申し上げます。』

ということで、この下へ、こちら側の弁護士の方の口座番号を書いて、そして相手方の田辺弁護士あてに文書を送っているというのが実情でございますので、あくまでもそうした公金と認めて、そしてそれを振り込んでくるのであれば振り込んでくださいと、

こうした見解でございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 消防長、七良浴君。

○消防長（七良浴光君） 美濃議員の再々質問にお答え申し上げます。

2点あったかと思えます。

1点目の現在の紀美野町消防署がなくなるのかというお話でございますが、再答弁でも申し上げましたとおり、既存の各市町村にございます消防署を基準にして、ブロック内でしっかりと議論していきたいというようにお答えしたとおりでございますので、ご理解賜りたいと思えます。

それからもう1点、基本となるものがあるのかどうかということと、今後もそういう形で進めるのかというお話でございましたが、消防組織法という法律がございまして、その中の31条に、市町村の消防の広域化ということで明文化されております。市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないということで明記されており、第32条には、市町村の消防の広域化の基本指針という形で明記されております。基本指針には、消防署長官は自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、市町村の消防の広域化が行われた後の消防の円滑な運営を確保するため、基本的な指針を定めるものとするということで、消防組織法の基本指針に基づきまして、先ほど申し上げました、市町村の消防の広域化に関する基本指針という形で公布されているものでございます。それに基づいて消防広域化の議論を進めているというのが現状でございますので、ご理解賜りたいと思えます。以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 議事録とか予算書等のことでございますけれども、当分支所へ一部置くということで、今後の利用状況を見た上で考えてまいりたいと思えますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて12番、松尾紘紀君。

（12番 松尾紘紀君 登壇）

○12番（松尾紘紀君） 新型インフルエンザについての対応をお聞きします。

だんだんの質問で、同僚議員から多々あったかと思えますが、私の方から別の角度からお聞きしたいと思えます。

総務課長から、8月26日、インフルエンザ対策本部会議が設置されたと聞いておりますが、その中身、どのような話し合いがなされたのか、それをまずお聞きしたいと思います。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 新型インフルエンザの件でございますけれども、対策本部につきましては、設置は、日については、確かなことはもう一度見ないとわからないのですが、2回目の対策本部会議は、8月28日に開いたわけでございます。それにつきましては、先ほどの田代議員の質問の中でも答弁いたしましたところでございます。失礼しました。対策本部を設置したのは5月17日でございます。それから2度目の対策本部会議を開いたということでございます。

これにつきましては、県の方で指針が出されたわけでございますけれども、感染防止についてのことでございます。そういった文書が来ておりまして、それにつきまして認識を新たにすると、こういうことでございまして、それから今後の対応について、どうするのかということで協議を行ったわけでございます。

保育所、それから学校等で患者が発生した場合にどういう問題点が出てくるのか、どういう対応をしていくのかと、こういった点で協議をいたしました。それからまた、町職員にこういった感染者が出た場合にどういう対応をしていくかと、こういったことも協議をいたしました。また、備蓄品についての確認もしたわけでございます。それからハイリスクのある者についての対応、どうするのかと、こういったことも検討いたしました。

また、再度、住民に広報しようということの中で、いろいろ検討をいたしました。9月1日には、広報ですか、チラシを作成しまして、全戸に配布をした次第でございます。町職員については、先ほども申し上げましたとおり、健康管理に努めて予防に心がけるようにしようと、こういう申し合わせをしたわけでございます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 12番、松尾紘紀君。

○12番(松尾紘紀君) ただいま、総務課長からだんだんのお話を聞きましたが、

対策本部には十数名の、町長をはじめ、各課長が入っているということなのですが、町に公立病院が一組合としてありますが、こういう会議で、専門医の、厚生病院であれば阿河医院長がありますが、その方、専門医を外してインフルエンザ云々ということが、果たしてどのように会議を進められていくのか、ちょっとわからないのですが。なぜ医師でもある厚生病院の院長の阿河先生を会議に呼んで、専門的な立場からいろんな意見を聞かなかったのかというのが、まず1つです。

とすれば、これからインフルエンザが蔓延してくることについて、病院側の対応、病床の数をどのようにするかとか、いろいろこれから問題が起きてくる。住民の生命にかかわることなんですから、やはり院長、病院の内科専門の医師が会議に出て、いろんな方面から知識を得て進めていくのが、私は妥当だと思いますけども、なぜ専門医が出席されてなかったのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時14分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時20分）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） どうして厚生病院が対策本部に入っていないかというところでございます。

実は、それに先立ちまして町の対策本部の前に、医療関係全般ということになりますと、県の仕事ともなっております。そんな関係で、海南保健所を中心に、海南・海草健康危機管理連絡協議会という会議を開催しておりますところでございます。この会議は、海南保健所をはじめ海南医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会、それから海南市、紀美野町、海南市消防本部、紀美野町の消防本部、海南警察署、あるいは海南市民病院、国保厚生病院、海南市紀美野町の教育関係者、振興局というような形で、医療ということになりますと、広域的な対応が非常に重要でございまして、なかなか一市町村で医療を確保するというのは、非常に困難な問題でもございます。そういうことを受けまして、町の対策本部もやっております。医師の助言につきましては、町の岡地先生に助言をい

ただくというような形をとっています。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時22分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時26分）

保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 松尾議員の、厚生病院がなぜ入っていないかというようなことでございますけれども、まず、海草地方の取り組みでございます。海南・海草健康危機管理連絡協議会を組織いたしまして、海草地方での医療も含めた全般的な取り組みは県が中心になって行くと、こういうふうなシステムになってございます。海南保健所をはじめ、医師会、あるいは海南市、消防署等々そういうところで組織をいたしまして、健康の危機管理に対応してまいっておるところでございます。町の対策につきましては、町の対策本部をして、広域の取り組みとともに行っておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 12番、松尾紘紀君。

○12番（松尾紘紀君） 今、海南・海草連絡協議会ということに精通している方たちの、また県からの指導を仰ぐということですが、その人たちが、果たして紀美野町の現場がどのようにわかるのかな。それがちょっと理解しにくいのですが。

それでは、病気といえば、一概に言えませんが、土曜・日曜・祭日等々にインフルエンザ救急外来のときに、例えば厚生病院に搬送されてきた。そのときに当直医が内科の先生であればいいのですが、時期が時期であるので、病院の都合もあるかもわかりませんが、外科なり、または他の先生もさることながら、やはり内科の先生にお願いして、祭日・日曜等の対応をお願いしたいと、このように思います。

でなければ、例えば救急で搬送されてきた内科の先生がおられないので、他の病院に回されるということになれば、当町の公立病院としての役割はどうなっているのかとい

う、住民からの厳しい目が向けられるのではないかと思います。

それで、これからそのようなことを、町長も厚生病院の管理者として、海南の副管理者も交えた中で、そうしたことを十分協議していただきたいと思います。というのは、海南市には海南の市民病院もありますので、横の連絡も、患者としての不安感をなくすという意味で、ひとつ前向きに検討していただきたい、取り組んでいただきたいと、このように思います。

そこで、3回目ですので、町長はかねて子どもは町の宝ですと、こういうことをキャッチフレーズとして言われています。これは非常にいいことかなと思います。

町長並びに担当課の方もご存じかと思いますが、インフルエンザの予防接種は、年少の子どもが2回しないといけないということらしいです。私も専門でないので、ちょっとわからないのだけでも、そうした場合に、費用が非常に保護者としては負担がかかると、こういうことなので、できれば全国的に新型インフルエンザの対策に、どこの市町村でもやられてますが、そうした中で、まず、子どものインフルエンザの予防接種には全額負担を何とか考えてもらえないかなと、このように思います。

というのは、これは参考ですけども、先日の補正で、ふれあい公園の野外ステージのことが上がってましたが、とにかく子どもの命ということに、まず取り組んでいただいて、ステージはまた次の段階でもと、私はこのように考えてますので、ひとつそれも踏まえた上での答弁を願います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 松尾議員の再々質問にお答えをいたします。

海南・海草危機管理連絡協議会の皆さん方が、紀美野町のことをわかっているのかという話でございますが、この危機管理協議会といいますのは、県が指導監督をしている機関でございますので、それについては、私はわかっているであろうということしか申せません。

それと、救急外来患者がある場合に、祝日・日曜日にできるだけ内科医を配置してほしいということですが、ご承知のとおり、今、野上厚生病院におきましても、管理者のことでお話をさせていただきますと、定数よりも少ない。それだけ医師不足が発生をいたしております。そんな中で、できるだけ配置をするように、病院の方へ申し出たいと思っております。その上に立って、向こうの方で判断をしていただくということをお願いしたいと思っております。

また、子どもは宝ということで、インフルエンザの予防接種を2回しないといけない、その負担をしてやってくれと。しかし、ほかの事業をやめて、これをしろというお話まであったかと思いますが、先ほど、田代議員の質問の中でもそうしたことがあって、ひとつ検討していきたいということで、お答えをいたしておりますので、そこらでご賢察をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、松尾紘紀君の一般質問を終わります。

続いて14番、鷺谷禎三君。

（14番 鷺谷禎三君 登壇）

○14番（鷺谷禎三君） 私は、行財政の執行は、生活者の目線、立場を考えての問題について。

今日のような経済低成長下の、いわゆる税収の伸びが期待できない、また、国からの締めつけによる財政の非常に厳しい現状においては、予算の執行において、第一に出費のむだを省くのが原則であり、基本であります。

そこで、一つ質問いたします。

このたび、議長室に新しい冷房の設置について、私はこの設置については、どんなに考えても納得はいきませんし、むだ遣いだと思います。議長室は執務時間が短いし、また、来客があれば応接間を使用します。以上の観点からも、むだでなく、必要だとするならば、端的に判断できる根拠をお示し願ひたい。住民が納得できる説明をするためです。

ちなみに私は、町長室の新しい冷暖房の設置は同意できます。町長室は物理的にも執務的にも議長室と違います。町長は一日中執務があるし、また、来客も多いし、来客の応接には特別室は広過ぎます。以上の観点から設置は妥当だと思います。

以上、予算の執行に当たっては、もっと生活者の目線で考えてください。今、住民からは、後期高齢者の保険料が高い、介護保険料が高い、生活が非常に苦しいという声が多くあります。それでも生きるために、みんな一生懸命頑張っています。小さいお金でも、住民の税金であります。むだ遣いはやめてください。なお、答弁には予算執行権者である町長の答弁をお願いいたします。

以上。

（14番 鷺谷禎三君 降壇）

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 鷺谷議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられるとおり、町財政は厳しい状況にありまして、財政の健全化に取り組んでいるところでございます。

1つに電気代、燃料費の節減のため、夏につきましては、室温29℃以上にならないと冷房はつけない、会議は特別な場合を除いて、午前9時以前、また午後5時以降はつけないこととして、皆さんにご協力をいただいております。しかしながら、町長室や議長室においては、大事なお客さんが来られることもありますので、一様にいかないという判断のもとに、6月議会において、議員の皆さん方のご承認をいただいた次第でございます。ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（美野勝男君） 14番、鷺谷禎三君。

○14番（鷺谷禎三君） そんな難しい問題と違う。議長室につけたのは、必要があるのかないのかと聞いているのです。大事なお客さんが来るさかい、予算で認めてもらったと。1番目の質問で言っているように、どんなに考えても納得をようせんねん。必要でないのか、必要であると思っているのか、判断できる、その根拠を示してほしい。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 再質問にお答えをいたします。

必要であるかないかと言いますと、必要であるからこそつけたのでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 14番、鷺谷禎三君。

○14番（鷺谷禎三君） 必要であるのだったら、ある議員は議長に質問したら、つけてやると言ったから、つけたと言っている、それは必要あるからつけたって思うか。町長、そんな答弁しかくれやんのやったら、あくまでもこの問題を正当化してくるのやったら、あらゆる法を講じて住民の判断を仰ぎたいと思いますので、それを覚悟してください。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 再々質問にお答えをいたします。

この件につきましては、実は6月議会におきましても、ここで議論したとおりでございます。議論をして、皆さん方に承認をいただいて、そしてつけたという経緯がございます。それと、今の議長は毎日出勤をされております。そんな関係上、やはり来客もあろうかと思っておりますので、こうした必要性を見て、そしてつけさせていただいた、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時41分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時48分）

○議長（美野勝男君） これで、鷺谷禎三議員の一般質問を終わります。

続いて3番、北道勝彦君。

（3番 北道勝彦君 登壇）

○3番（北道勝彦君） 民主党が与党となり、今後、紀美野町はどのように対応されるのか。

現在まで自民党が与党とわかっていたため、町長が先頭に立ち、選挙を行ってきました。これすべて、町や住民の利益のため、国にお願いに行くためだったと思っております。

今回の選挙はマスコミが統計を取り、政権交代により民主党に変わると早くから言われていました。東京都議選も、マスコミの言われたとおり民主党の圧勝でした。民主党が与党になることは、だれでも予測ができたと思っております。なのに、国にお願いに行く気がないのか、町長は住民に自民党の推薦状を出し、組織を使い、選挙を行った。だが、マスコミの言われたとおり、民主党の圧勝であった。

定例議会あいさつの中で、民主党が政治公約をされていることなど、その他、政策が実行されますと、大きく変わることが予想され、本町においても、少なからず影響が出るものと思われると書かれていますが、民主党はまだ国政を行っておらず、自民党は天なりに12兆円、また800兆円以上の借金をつくられ、全国の田舎を犠牲にしてこられています。

私は、自民党は民主党のマニフェストに対してとやかく言えるとは思いません。ましてや住民に推薦状を出してまで選挙を行った町長の言えることではないと思う。自分の行ってこられたことを正当化しようとするあいさつではないか。民主党が政治公約されていることなど、その他、政策が実行されますと、大きく変わることが予想され、本町においても、少なからず影響が出るものと思われるところでありますと書かれていますが、どのように影響が出るのか。これからの国の対応について答弁願います。

(3番 北道勝彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 北道議員の質問の、民主党が与党になり、今後、紀美野町はどのように対応するのか、との質問でございますので、お答えをいたします。

まず、国への要望等についてご心配のことと存じますが、今回の和歌山県における衆議院選挙の結果につきましては、議員ご承知のとおり、自民党議員2名の方と民主党議員3名の方々がご当選をされました。県内から6名の衆議院議員の先生がご当選をされ、大変心強く思っているところであります。

中でも、私たちの選挙区であります和歌山第2区からは、地元をよく知る2名の方がご当選され、今後のご活躍が期待されるところであります。

また、行政報告で、本町においても少なからず影響が出るものと予想されると申し上げたことに対して、具体的に答弁せよということでございますが、現在、具体的なことは全く情報として通知されておりませんが、新政府では、補正予算の一部を凍結し、来年度の新規政策の財源を捻出しなければならない逼迫した状況、また、政治家みずから予算編成を行うとしており、予算編成のおくれ、自動車関連諸税の整備、道路特定財源の一般財源化、中でもガソリン等の燃料課税は、一般財源の(仮称)地球温暖化対策税とされるようであります。

マニフェストでは、地方における道路整備事業は、従来水準を維持できるようにしますとされていますが、我が国における道路財源投資額が、国道、県道、そして町道に至るまで確保できるか、不透明な状況であり、継続中の道路事業への影響が考えられます。

一方、子ども手当の創設や出産一時金の増額、医師不足の解消、農家の戸別所得補償、地方の自主財源を大幅にふやすなど、町として歓迎すべき政策も多々あります。

いずれにいたしましても、地域の活性化を推進する上においては、国の政権がいかに

遍歴しようとも、町の行政はとどまるわけにはまいりません。県、また近隣市町とともに政権政党の政策を活用し、町の活性化を進めてまいりたいと考えております。議員各位のさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番 (北道勝彦君) 道のことについてやけど、必要でない工事を削るということです。要するに370号線、高野線は登山道が昔7カ所あったそうです。大門は西を向き、海南・紀美野町を向いており、四国からの最短コースで、弘法大師の歩かれた道で最重要路線であります。民主党が与党になっても、今まで以上にお願いにいかねばならないと思います。でも今まで以上にはいかないと思います。

郵政民営化や合併問題などで、過疎化した田舎に追い打ちをかけています。お年寄りの多い過疎化の進んだ紀美野町で、推薦状まで出され、選挙を行った行動について、紀美野町や住民にどういう利点があるのですか。住民にわかるよう、具体的に説明答弁願います。

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 北道議員の再質問にお答えをいたします。

なるほど、今申されましたように、国道370号は、紀美野町にとりまして最重要路線であります。しかし、国において、3桁国道というのは、果たして最重要路線であるかどうか、そこらは不明でございます。また、国道におきましてもそうでございますし、県道、町道、それらの公共事業を削減していくという、そうしたマニフェストを私も見ております。

そんな中でこれからどうしたらこれらが実現していくのか、それが一番不透明であるというふうに申し上げておるところでございます。

それと、私はやはり町政を預かる者といたしまして、町政がよりよくなるためであれば、公人町長として、いかなる状況であれ、前向きに町政の発展のために、当然、政権政党と協調しながら町政を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長 (美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番（北道勝彦君） 高野山が世界遺産になって、重要路線でないということはないと思います。だから、今以上に重要路線ですということをいって、町長は陳情に行かんらん身であると思いますよ。初めから重要路線ではないとかって、そういうことで言われて陳情にも行かんというのやったら、これは困る話であります。

一議員なら、義理とか、いろんなことがありますよ。自民党行ったり、いろんなことがあると思います。だけど町長となったら、住民、町のことを思い、行動をとっていただかなければ、あいさつの中で、国政もやってない、マニフェストだけで、こういうことを言われて、何かこの間の坂口の反省会に行ったんです。あれだけ勝ってでも、反省会を最後にやっているのです。そこで言われたことは、やはり紀美野町が一番札が取りにくかったということです。そう言われるというのは、僕にとって一番痛いことよ。町長から国へ陳情に行ってもらわんならん身だから、僕は痛いと言っているんですよ。こんな陳情書まで出してするという、何か僕はわからんのやな。押したらいいけど、影で押すとか、何とかして陳情に行けるような状態をつくってもらってこそ町長であって、町の大きなマイナスになるような行動をとられたら、ちょっと具合が悪いのと違うかなと思っています。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問で、お答えをしたとおりでございまして、私は一公人として、町のためであればどうした陳情も行いますと。だれも陳情を行いませんとは言ってません。現に、今年におきましては、国道370号において県に陳情し、そしてつい先般も、近畿地検に陳情を行っております。また、11月には、国の国交省において陳情を行うべく、海南市と協調路線をとっておるところでございます。

したがって、これからはやはり私一寺本という者と、町長、寺本という仕分けを自分なりにしてまいりたい。そのためには、公人であれば、どうした場合であっても町の発展を考えていくのが公人でございます。そこのところをご理解いただきたい。

以上です。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 4時00分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時03分）

○議長（美野勝男君） これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第 2 議案第78号 平成20年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第79号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 4 議案第80号 平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第81号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第82号 平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第83号 平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第84号 平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第85号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 議案第86号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第87号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第88号 平成20年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第78号、平成20年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第79号、平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第80号、平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第81号、平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついで、日程第6、議案第82号、平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第83号、平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第84号、平成20年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第85号、平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第86号、平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第87号、平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第12、議案第88号、平成20年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、一括議題とします。

9月8日に説明が終わっておりますので、これから、議案第78号に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第78号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第79号及び議案第80号に対し、一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第79号及び議案第80号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第81号及び議案第82号に対し、一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第81号及び議案第82号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第83号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第83号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第84号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第84号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第85号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第85号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第86号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第86号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第87号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第87号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第88号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第88号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第78号から議案第88号までの決算の認定については、8人の委員で構成する平成20年度紀美野町決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第88号までの決算の認定については、8人の委員で構成する平成20年度紀美野町決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成20年度紀美野町決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、田代哲郎君、3番、北道勝彦君、5番、向井中洋二君、7番、西口優君、9番、仲尾元雄君、10番、前村勲君、11番、加納国孝君、13番、杉野米三君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度紀美野町決算審査特別委員会の委員は、1番、田代哲郎君、3番、北道勝彦君、5番、向井中洋二君、7番、西口優君、9番、仲尾元雄君、10番、前村勲君、11番、加納国孝君、13番、杉野米三君を選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 4時08分)